

## 令和3年2月定例会 常任委員会

### 総務委員会

|        |  |
|--------|--|
| 委員長名   | 鈴木智  |
| 委員会開催日 | 令和3年3月5日(金)、9日(火)、10日(金)、<br>12日(金)、15日(月)、19日(金)      |
| 所属委員   | [副委員長]宮川政夫<br>[委員] 鈴木優樹 橋本徹 吉田英策 椎根健雄<br>小林昭一 古市三久 青木稔 |



鈴木智委員長

- (1) 知事提出議案：可 決…20件  
※[知事提出議案件名はこちら](#)
- (2) 議員提出議案：可 決…1件  
：否 決…1件  
※[議員提出議案はこちら](#)
- (3) 請 願：不採択…1件  
※[請願はこちら](#)

### ( 3月 5日(金) 人事委員会事務局)

吉田英策委員

人事委員会の1年間の開催数や主な議論の中身など、特徴があれば聞く。

人事委員会事務局長

1年間の開催数は、2月末現在で20回である。

特徴としては、コロナ禍の影響で勧告、報告を2度に分けて実施したことが主な変更点で、特色と考えている。

### ( 3月 5日(金) 監査委員事務局)

吉田英策委員

総51ページ、委員費の42万6,000円の減額と職員費の  
269万7,000円の増額の内容を聞く。

監査総務課長

委員費の概要は、監査委員報酬等に係る経費である。主として監査委員に係る報酬であり、新型コロナウイルス感染症の影響等で実地監査を減らしたことに伴う減額である。

事務局費の職員費は、主として事務局職員の超過勤務手当である。これは本年度、新型コロナウイルス感染症の影響により職員調査の開始が約2か月遅れたことに伴い監査日程が密となり、整理も短期間の対応が求められたこと、令和3年

度の監査実施に向けた検討や内部統制制度に係る検討等により超過勤務が増えたことに伴う増額である。

( 3月 5日 (金) 危機管理部)

吉田英策委員

危9ページの4災害救助法による救助で、28億円を救助費として使用したとの理解であったが、国からの交付金を返還するとのことだった。これだけの予算をなぜ災害救助に使用せず、返還となったのか。

災害対策課長

災害救助費は速やかに救助できるよう、まず概算見積を立てて国から多めに預かった交付金で救助を行っている。今回精算監査が終わり、前年度分の事業費が確定して返還するが、28億2,898万2,000円過大だった。主な原因は、住宅の応急修理の見積が結果的に過大だったためである。

古市三久委員

関連して聞くが、幾らの予算総額のうち28億円を返すのか。

災害対策課長

予算規模は約66億円で、そのうち約28億円を返還する。

古市三久委員

半分は返還となるが、吉田委員からも質問があったように、災害に遭った県民の救助に使える状況は全くなかったか。それとも、法に基づけばそれ以上でも以下でもないのか。

災害対策課長

災害救助費の執行基準は国により決められており、厳密に取り扱っている。応急修理についても事細かに精算監査を受け、対象外との指摘も受けている。

結果的に利用が見込みより進まなかったが、不足のないよう市町村に聞き取った被害棟数の上限で最初に予算を取っている。その中で実際に使用した結果の残額と理解している。

古市三久委員

説明は理解できる。ただ、一昨年の台風災害の件や県民から修理するための住宅補助について様々な要望が上がってきている。しかし制約があり、各被害者に十分に届けることが困難な問題なども、様々な要望として上がってきたと思う。

県として国に求めるものは、法の改正や要綱等様々にあると思う。災害が非常に多くなっているため、台風第19号の問題についてきちんと総括検証して、この部分については拡大する、改善する等しっかりと国に要望してほしいが、どうか。

災害対策課長

委員指摘のとおり、当時は様々な要望があった。

特に被災者生活再建支援法においては大規模半壊以上が対象とされていたが、全国知事会と連携して要望し、損害の割合が30～40%のいわゆる中規模半壊についても支援対象とする法改正が昨年あった。

被災者生活再建支援制度は阪神淡路大震災を契機に提案され、支援額や範囲が少しずつ拡大されており、我々としても今回の台風第19号の被害の状況、今回の地震の状況も踏まえて、全国知事会を通して引き続き支援対象の拡大を要望していきたい。

古市三久委員

よろしく願う。

次に、危4ページの原子力防災体制整備事業では、測定器等の請差があり1億590万6,000円減額となったが、この内容について聞く。

原子力安全対策課長

原子力災害時の防護対策等に使用する放射線測定器、防護服等を県として計画的に整備している。

今年度は放射線測定器の請差が発生しているが、主にNaIサーベイメーター等の入札請差約2,950万円、計画変更に伴う化学防護服等の購入の変更約730万円、防災のための車両等の入札請差約420万円を減額している。

古市三久委員

これは今まででなかったものを新たに購入したのか、それとも機器が古くなり更新したのか。

原子力安全対策課長

防災資機材については必要と考えられる数の見直しを定期的に行っている。また今回は過去に購入したサーベイメーター、車両等について劣化等の認められたものを更新をしている。

古市三久委員

新しい機器を整備して測定や様々な状況に対応できるようにすることは大事だが、非常に請差が大きいとの問題もあるため、しっかりと検証して行うよう願う。

次に、原子力安全監視対策事業について聞く。

原子力安全対策課長

説明欄の2原子力安全監視対策事業は、主に福島第一原子力発電所の廃炉を監視する事業である。3,504万6,000円の減額のうち、福島第二原子力発電所の廃炉の手続が進んでおり、放射線の測定や会議の開催費用として、今年度は檜葉町と富岡町の合計約1,480万円の交付金が対象外となったことで減額が発生している。

また、廃炉監視協議会等の会議の開催方法をウェブ会議等に見直したことで、委員の出席旅費等や会場の借上費、県民会議の開催回数の減、視察等の中止に伴うバスの借上費等で減額が生じている。

古市三久委員

コロナ禍によって会議等の開催状況が変わっていることについてはそのとおりだと思うが、安全監視は非常に重要な仕事である。

コロナ禍の中で、どのような体制で監視作業を実施していくのか。東京電力の新潟県柏崎刈羽原子力発電所のID問題や今回の地震の問題等、本当にきちんと実施しているのか問題になってくる。どのような方法があるのか分からないが、監視体制をしっかりと構築することが原子力安全対策課の役割だと思う。様々な条件でできなかったことは理解するが、しっかりとできるような体制、方法について、ぜひ検討願う。

また、総合情報通信ネットワーク整備事業は具体的にどのような内容か。

災害対策課長

総合情報通信ネットワークは、通常であれば商用回線、電話回線で連絡のやり取りをしているが、それとは別系統で地上系無線を各振興局と結び、各振興局からは業務用の光回線を使い各市町村と結んでいる。さらに、衛星回線を自治体で共同して構築しており、それにより各振興局、各市町村、主な防災関係機関を結んでいるため、その保守管理や運営管理を委託する事業になる。

古市三久委員

これは危13ページの繰越明許と関連してくるのか。設計の問題等があったとのことだが、それと危4ページの4,100万円の減額は一体のものとして理解してよいか。

災害対策課長

明許繰越の内容はいわゆる反射板の撤去工事である。本県は地形が複雑で、無線で結ぶためにあちこちにアンテナを立てたり、電波の反射板を作ったりしている。今回の工事は大熊町の原子力センターが廃止されたことに伴い電波を届けるための反射板が不要となり、民間の地権者にその跡地を返すために反射板を撤去するものだが、入札不調等があり今回明許繰越を計上した。

古市三久委員

これらはリンクしないということか。この4,182万8,000円は具体的には請差等か。

災害対策課長

説明不足で申し訳ない。システム的にはリンクしているが、金額的には指摘のとおりである。

吉田英策委員

危10ページ、環境放射能等監視事業の緊急時・広域環境放射線監視事業が約4億円減である。総額23億円に対する4億円は大きい。先ほどの説明では調査が変更や減になったとのことだが、この内容を聞く。

放射線監視室長

環境放射能等監視事業費の減額3億9,717万8,000円のうち、1緊急時・広域環境放射線監視事業については、原子力発電所周辺の放射線監視と県内全域の環境放射線モニタリングを行う事業である。

今回の減額の主な内容については、モニタリング機器などの整備計画を見直したため、一部の機器等について更新整備を行わなかったことによる減額が約2億5,000万円で、このほか、モニタリング調査や機器の保守管理などの委託費の請差が約7,000万円である。

吉田英策委員

機器を更新しなかったのはどのような理由か。

放射線監視室長

整備計画を見直したモニタリング機器等の更新整備の財源は、国からの交付金である。国との調整において、今年度は機器の更新整備に要する費用が多かったため、モニタリングの実施に支障が生じない機器等については、更新整備を来年度以降に変更した。

吉田英策委員

定期的な更新があると思うが、機器に不具合がなく、更新しない理由があるためしなかったとの理解でよいか。

放射線監視室長

今回更新しなかった機器は、定期的に点検校正を行い正常に稼働することを確認しており、監視体制はしっかりと確保できている。

古市三久委員

それでは予算計上しなくてよいと思うが、なぜ計上したのか。

放射線監視室長

機器については、ある程度の一定年数が過ぎた場合更新している。

古市三久委員

一定の期間がたてば更新するため予算計上したにもかかわらず、なぜ更新しなかったのか。

放射線監視室長

今年度は更新や整備に要する費用が非常に多く、機器が正常に稼働してモニタリングの実施に特に問題がないものについては来年度に延期した。

古市三久委員

それは分かるが、問題がないことで見直すならば、最初から問題があるかどうかを検討して予算計上すべきではないか。予算計上は交換することが前提である。問題がないものを計上することは、非常に不透明、いいかげんとの印象を受ける。実際は問題なく使えるため、今回は交換しなかったとなる。

放射線監視室長

検出器などについては大体10年を目安に安全を見越して交換している。

もしくは、保守管理業者から、まだ正常に稼働するが交換を推奨されたものも、万が一のことを考えて交換している。

古市三久委員

話が全然かみ合わない。答弁はそのとおりだが、そのようなことは聞いていない。つまり、何基交換すると予算計上し

たわけだが、まだ正常に動くため必要ないとして減額する。

そうではなく、監視機器は非常に重要であるため、使用期限が10年や5年、3年となっていると思う。税金を無駄に使わないとの意味で、使えるものは使っていくことについては、私もそのとおりに思うため、予算計上するときに業者に使えるかどうかしっかり見てもらったり、定期点検でこれは使用に耐えるかどうか分かると思う。そうすれば今年には交換しなくてもよい、これは来年交換すればよいとなる。

今年度見直した機器はいつ交換するのか。来年度かそれとも数年後に交換か、見通しはあるか。

放射線監視室長

今年度更新しなかった機器は、来年度更新するよう国に要望している。

古市三久委員

今年度更新せず来年度にやる根拠は何か。

放射線監視室長

機器については、ある程度年数を経過したものは正常に稼働していても更新するとの方針でやっている。また保守管理業者からそろそろ交換したほうがよいとの話を聞いた際も、交換する対象として検討している。

古市三久委員

様々な問題があって交換すると思うが、業者がよいか悪いか判断しており県としては全く他人事である。県として本当によいか悪いかをどのように判断するか、科学的なことを判断できる人材が必要と思う。業者のよい悪いで交換するのであれば、どんどん交換すると言えばそのとおりにになってしまう。

そうではなく、放射線を監視する機器は定められた交換時期や定期点検の結果を受けた上でこれは交換する、交換しないなど、極めて厳格に管理しなければならない問題である。東京電力ではないが、壊れた地震計を放置して地震のデータが取れなかったところに問題がある。この監視機器は非常に重要であるため、県が重要性を踏まえ、自分の頭で考えるような体制で交換しないと駄目だと思うが、部長はどうか。

危機管理部長

委員指摘のとおり、当該機器については非常に重要なものと認識している。そのために定期的な更新を行っており、今回の更新についても、一定の更新の対象期間を設けた上でその期間に合致するもの、もしくはメーカーから更新の意見があったものを対象として予算を計上している。今回はその中にまだ正常に十分機能するものがあつたため更新は見送った経過があつたと理解している。

引き続き機器については適切な時期にしっかりと更新して、常に万全の体制をつくっていきたい。

( 3月 5日 (金) 総務部)

橋本徹委員

総6ページの県庁舎整備費と総24ページの継続費の補正はリンクしていると思うが、どこをどのように見たらよいか。

施設管理課長

総6ページの県庁舎整備費1億5,671万5,000円のうち、免震化改修工事の進捗に伴う執務室移転経費の減額分として7,389万円を計上している。執務室移転経費を減じた理由は総24ページに関わっており、西庁舎の工事を諸般の事情によって工期を1年6か月延ばすことになっている。

理由は3点ある。まず西庁舎11階の天井に、想定外の通信ケーブル等があり、その経路の変更や切替えの工事を行う必要があつたが、昨年度の台風第19号に関連する災害対策本部業務に支障が出るため、7か月程度延長して工事を行った。併せて4月以降、新型コロナウイルス感染症対策本部が西庁舎3階に本部を設置して対応に当たったことに関連して、そこに入居予定だった教育庁の引っ越し作業が約8か月遅れた。さらに、年度末で2月定例会の開催時期等を避ける意味合

いで3か月延長し、計1年6か月工期を延ばすこととなった。

橋本徹委員

総6ページの1億5,671万円と継続費はどのように関連するのか、再度聞く。

施設管理課長

総24ページ継続費については、県庁舎整備全体で50億8,711万4,000円の経費を継続して積んでいるが、当初令和4年度で終了する工期を6年度に延長したことで、各年割分を変更している。

( 3月 9日 (火) 総務部)

吉田英策委員

総14ページの私立学校振興助成費は22項目あるが、昨年度比の増減及び理由を聞く。

私学・法人課長

総務課長説明にもあったが、一番大きな変更は幼児教育の無償化で、保育所を所管している保健福祉部に私立幼稚園分の予算約10億円を移管した。

その他、復興関係予算で一部終了や減額、災害関係事業で一部終了や減額した等により15億円ほど減っている。

吉田英策委員

幼児教育分の減以外は昨年度と変わらないとのことか。

私学・法人課長

一部減った事業もあるが、根幹的な幼稚園から高校までの児童生徒や学校に対する補助については、単価を増額するなど十分な予算を計上している。

吉田英策委員

福島県立医科大学と会津大学への助成、法人費について、昨年度比の増減を聞く。同大学の保健科学部の整備のための予算が追加され増えていると思うが、それ以外の予算について昨年度との比較を聞く。

私学・法人課長

運営費交付金ベースで説明する。

まず、福島県立医科大学は前年対比で1,500万円ほどの増額である。内容は、保健科学部の運営経費として約2億6,000万円増となっている。一方、同大学附属病院で整備した電子カルテシステムが平成28年から稼働しているが、前年度に大きな機械を購入した。その償還金が減額されたことによって、県からの交付金が約2億5,000万円減っている。それらの相殺の結果、1,500万円の微増となっている。

次に会津大学は対前年比で約4,000万円増となっている。内容は、役員の退職手当の増が約5,000万円であり、今年度末1人の予定が来年度末は3人になる予定で、増の原因となっている。

吉田英策委員

私立学校と県が関わる福島県立医科大学と会津大学については十分な支援が必要と思うため、引き続きよろしく願う。

総11ページの市町村行財政費、住民基本台帳ネットワークシステム管理運営事業について説明願う。

市町村行政課長

住民基本台帳ネットワーク、いわゆる住基ネットの管理運営を行う経費として1億890万7,000円を計上している。

住民基本台帳ネットワークシステムは、国から指定を受けたJ-LIS（地方公共団体情報システム機構）が管理運営を行い、運営経費は、地方公共団体が負担することとされている。

当該事業では、J-LISに対する本県分の負担金やシステムの監視、保守業務の委託経費などを計上している。

吉田英策委員

住基ネットには、県内の全市町村が参加しているか。

市町村行政課長

県内全市町村がネットワークに参加している。

吉田英策委員

様々なデジタル化が進む中で、個人情報やセキュリティの問題が取り沙汰されているが、住基ネットシステムのセキュリティ対策はどうなっているのか。

市町村行政課長

まずハード面、技術的な面では専用の回線を使い、ほかからアクセスできないようにしてある。またファイアウォール、いわゆる障壁を設けてアクセスを防いでいる。

運営面においても、当該システムを操作できる者に限られた管理権限を与えて、限られた者しかアクセスできない。さらにその操作履歴は残しておき、後日監査で適正に行われていることを確認して安全性を担保している。

吉田英策委員

議案第29号福島県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例で、保健師や理学療法士の修学資金債権管理のためにこのシステムを使うと思うが、その中身を聞く。

市町村行政課長

条例改正の内容は、住基ネットを用いて本人確認ができる事務に2つ追加するものである。

基本的に、都道府県知事が住基ネットを用いて本人確認できる事務は大きく2つに限定されている。1つは法律で定める事務、もう1つは知事が条例で定める事務である。

今回条例に追加する事務については、保健福祉部で行っている保健師等修学資金及び理学療法士等修学資金に関する貸付後の債権管理に関する事務である。これまでも貸付時の本人確認は住基ネットを使ってできたが、今般の追加は貸付後の本人確認で住基ネットを使うためのものである。

吉田英策委員

奨学金資金の貸付後の本人確認とのことだが、本人が引っ越し移転したときに住基ネットを使って本人の居所を追うとのことか。

市町村行政課長

指摘のとおり、転居などに伴い貸付後に住所地を変更した者の住所地確認、本人確認に住基ネットを使うものである。

吉田英策委員

今までも奨学金の貸付業務はあったと思うが、なぜこれが必要で今回の条例化になったのか。

市町村行政課長

貸付時には本人確認を行っているが、2つの資金とも一定期間理学療法士や保健師として県内で業務に従事すると返還が免除される。

今般、この2つの事務を追加するに至った経緯だが、就職などに伴い引っ越し住所が変った場合は、貸付側として現況届出を求めているが、漏れてしまう者がおり、現況確認をするための郵便物を送っても、本人の手元に届かない事例が度々起こっている。

この場合、現在は夜間まで職員が残って本人に電話連絡を取り所在を確認しているが、なかなか連絡がとれず電話番号が確認できないときは、もともと住んでいた市町村に文書で照会をしている。

今回住基ネットを使うと、夜間までの待機や市町村に対する文書照会といった業務が省略できる。

吉田英策委員

奨学金を借りるときは、本人の住所氏名や年齢、連帯保証人が必要となる場合があるが、借受人本人と連帯保証人も住基ネットで検索することになるか。

市町村行政課長

貸付に当たり連帯保証人をつけている。この者も、現況確認で住所地が変わっている場合は、住基ネットの手続によって確認できるようにしたい。

吉田英策委員

デジタル化やネット利用は、様々な個人情報をどのように保護するかが大事になってくる。既に住基ネットを利用して、債権回収を行う地方自治体もある。

借受人本人、連帯保証人を調査の対象にしたり、住所氏名、生存確認などが行えるようになるとのことだが、調査の内容は住所氏名か。それ以外に住基ネットに出ている情報がどれだけあるか分からないが、最低限住所氏名となるのか。

市町村行政課長

住基ネットで利用できる情報は法律で限定されている。一般的に4情報と表現しているが、氏名、住所、生年月日、性別の4項目、さらに、例えば姓が変わった場合の改姓情報など付随する情報を住基ネットで確認できる。

吉田英策委員

引き続き聞く。住基ネットに修学資金の債権をひも付けるのは、言い方は悪いが取りはぐれがないようなシステムを構築することが目的と思う。修学資金を本当に必要としている看護師や理学療法士が勉強し、社会でその技術を役立てることを側面から応援するのが県であり、私たちであり、様々な修学資金制度だと思う。

住基ネットにひも付けして、生涯にわたり返済まで追いかけるべきではないと思うが、どうか。

市町村行政課長

今般の条例改正により、資金の貸付情報と個人情報がひも付けられることはない。紙で確認していた個人の所在を、ネットワークで確認できるようにするものである。条例にこの事務を規定する際には、個人情報をみだりに開示されたくない住民の期待に当然応えなければいけない。

一方で、行政事務の効率化、住民の利便性の増進との視点で、条例改正に当たる。引き続き、個人情報の管理については、みだりに開示されるようなことのないように徹底して運用していく。

吉田英策委員

貸付けのときに本人に条件はないと思うが、どうか。

市町村行政課長

貸付けの際に従来住民票の写し等の添付を求めているが、当該ネットワークで確認することにより負担を減らすことができる。あくまで本人確認が目的で、貸付けには何ら影響しないと考えている。

橋本徹委員

総42、43ページの県税収入について、総務課長の説明によると新型コロナウイルス感染症の影響で法人事業税が対前年度比18.8%減となり、法人県民税等も大幅に下がっているが、数値をどのように算出したのか。

税務課長

法人事業税は、経済成長率やGDPの伸び率、会社四季報記載の令和2年企業業績をベースに算定している。

法人県民税も同じ算定だが、加えて税率改正で約2.2%減り、それらを合わせて対前年度比66.5%となっている。

また、個人県民税は対前年度比3.1%の減となる。令和2年の給与所得が3年度の個人県民税に反映されるが、令和2年の給与所得が時間外勤務の減等により総額で減っているため、それらを勘案して見込んでいる。

橋本徹委員

決算ベースになるのか来年度の今頃になるのか分からないが、例えば見込み18.8%の法人事業税はどの程度誤差があるか。

税務課長

現時点で誤差の程度は明確には言えないが、多くの企業が3月決算法人であり、基本的に5月に確定申告することから、



5月の段階で令和2年の企業業績、収益の規模が判明してくる。

現時点ではこのように見込んでいるが、確定申告を踏まえ今後どのようになるか注視していく。

橋本徹委員

5月の確定申告を受けて、県の予算を減額補正したり、収入見込みに応じて改定するのか。

税務課長

税収の補正は、そのときの財政状況等を総合的に判断する必要がある。5月の確定申告後の数字が確定するのが7月頃になるため、その時点で税収の推移を踏まえて検討したい。

財政課長

税務課長の説明に付言すると、例年決算の前に、決算見込みに従って最終的に予算を整理している。最終専決の形で税務課の税金、ほかの収入、さらに歳出の不要部分も含めて整理しており、令和2年度も同様である。

橋本徹委員

新型コロナウイルス感染症によって、消費も一部を除けば落ち込んでおり、それぞれの業種業態によって大分苦しいと思うため、しっかり注視しながら県税収入を確保してほしい。

もう1つ、県税収入の関係で、滞納繰越分に関しては対前年比100%を超えるような比率になっている。例えば法人県民税は、滞納徴収の強化などを行った上で420%なのか。

税務課長

今回滞納繰越分は多くの税目で増えているが、原因は今年度新型コロナウイルス感染症の関係で徴収の特例猶予を行ったことによるものである。特例猶予は1年間納税が猶予されるため、令和2年度収入にはならず、3年度に持ち越される。

今後も引き続き徴収猶予が必要である場合を想定し、その全てが令和3年度に入る形ではなく、まだ納付できる余裕がない、また新型コロナウイルスに感染したなど特別の事情については、通常の徴収猶予で引き続き対応していく。

橋本徹委員

総48ページの包括外部監査契約だが、職員研修課が監査契約をすることについて聞く。

職員研修課長

人事総室の行政経営課で、行革として担当していたと思う。業務の所管替えて、人事総室筆頭課の職員研修課で受け持つこととなった。

橋本徹委員

職員研修課所管の経緯は分かったが、監査委員の監査との違いや、何を包括して外部に委託するかを聞く。

職員研修課長

監査制度だが、監査委員は主に財務事務の監査、行政監査を行っているところである。包括外部監査は、外部からも専門的な意見を取り入れて、監査の機能強化を図るため平成9年に地方自治法で設けられた制度である。

違いは、定期的な監査以外に随時監査を主に行うところである。

宮川政夫副委員長

まず、総12ページの市町村振興費、市町村振興交付金の交付先である公益財団法人福島県市町村振興協会はどのような組織か。また、この交付金の流れやどのような事業にどう使われているのか。

次に、総17ページ会津大学費の説明にあった女性IT人材育成就業応援事業では、どういった応援をするのか。なぜ女性限定なのか。

市町村行政課長

公益財団法人福島県市町村振興協会は、県内市町村の振興発展のため、各市町村の事業を支援する目的で活動している。

交付金の状況だが、各市町村の公共施設の整備促進や、災害時の応急対応、緊急時に取り組むべき事業の財源とするために県から交付している。

この交付金の財源は、市町村振興宝くじ、通称サマージャンボ宝くじとハロウィンジャンボ宝くじの収益金が充てられている。

サマージャンボ宝くじについては、交付後協会の中で一旦基金として積立て、この基金を元に市町村が公共施設などを整備する際に、協会から市町村に低利で融資されている。

ハロウィンジャンボ宝くじについては、ソフト事業を行うため、県から交付後協会から各市町村に交付金として交付される。

私学・法人課長

会津大学の女性プログラマーの事業概要は、県内のIT人材不足を解消するため、会津大学のノウハウを活用して、女性のウェブデザイナーやプログラマーを育成し、就業や起業支援を行うものである。

1年間のコースで女性を教育し、IT業界に輩出する事業だが、女性限定の理由は、県内の働き盛り世代の男性の有業率は9割を超えており、男性の人材育成は難しい一方で、子育て世代の女性の有業率は7割程度で、女性の力の掘り起こしが必要と考え、女性に限定した。

宮川政夫副委員長

IT人材は納得した。市町村振興協会については、協会を通さず直接市町村に交付すれば済むと感じたが、宝くじ収入との財源の問題があるから協会をつくり、そこを通さなければならないのか。

市町村行政課長

全国的に宝くじの収益を地域振興のためにどのように使うかとの取扱いが定められており、当該交付金は県を経由して協会に交付する流れになっている。サマージャンボ宝くじについては全国レベルの全国市町村振興協会もあり、その運営費にも充てられているため、全国同じスキームになっている。

古市三久委員

総5ページの戦略的情報発信事業費は今年度より増えているか。

広報課長

令和2年度は10年の節目であったため、新聞で全国に情報発信する事業や記録誌の作成などの経費があり、特例的に約5億円の予算になっているが、来年度予算は今年度よりも減額となる。

古市三久委員

令和3年度は5億円増えたということか。それとも今年度と同じか。

広報課長

令和3年度は3億6,000万円ほど予算計上しているが、2年度の予算は5億円ほどであり、減額となっている。

古市三久委員

来年度は今年度より少なく3億6,000万円ということか。

広報課長

そうである。

古市三久委員

3億6,000万円の内訳を聞く。

広報課長

主なものは、県と市町村が共に県外で情報を発信する事業や、知事が他県に赴いてフォーラムを実施する事業、各種動画を作成し県の情報をPRする事業などの経費を計上している。

古市三久委員

その中で何が一番比率が大きいか。

広報課長

部長説明にもあるが、今年度新しいスローガンの作成を進めており、今週金曜日に発表する予定である。その啓発グッズなどをきっかけに、本県の情報を発信していくための様々な経費や今年度は新型コロナウイルス感染症等があり、直接情報発信することが難しかったため、デジタルによる情報発信、動画を作成して本県の情報をPRする経費に、多く予算を計上している。

古市三久委員

それは幾らか。

広報課長

約1億7,000万円を計上している。

橋本徹委員

郡山市や仙台市から通勤している県職員がいる。2月13日の地震により東北新幹線がしばらく不通になったが、その際の対応状況や勤務状況を聞く。

人事課長

東北新幹線は不通になっていた期間があったが、在来線が翌月曜日から臨時ダイヤで稼働していたことで、通勤は通常どおりだった。

橋本徹委員

在来線に切り替えたりマイカー通勤をして対応したと思うが、例えば8時半までの出勤にやむを得ない事情で遅れてしまう等の事象はあったか。

人事課長

強風が吹いた日もあり、公共交通機関の乱れや遅れで定刻までに出勤できなかった職員はいたと思うが、基本的には勤務時間までに出勤できている。それ以外は在宅勤務や時差出勤、年休等々の取得で対応したと思う。

橋本徹委員

福島市外から来ている職員もたくさんいると思う。今後も余震や災害等も予想されるため、最近進められているテレワーク等をしっかりと活用しながら、業務に支障を来さないように願う。要望である。

吉田英策委員

総務部長から令和3年度の執行体制の説明があった。情報政策課のデジタル変革課への改称があったが、地域医療の体制強化を考えた場合、デジタル変革課は違和感がある。横文字を使うと全とうまくいくような捉え方ではないが、名前を設定した由来を聞く。

行政経営課長

デジタル変革課の主たる業務については、DX（デジタルトランスフォーメーション）であり、国でもデジタル庁設置の動きがあるが、それと連動する形で、県も県版のDXを進めるため各種取組について検討している。情報政策課改めデジタル変革課において、県のDX全般を所掌することとなる。

デジタル変革という言葉は、DX課やデジタルトランスフォーメーション課では分かりづらいのではないかとこのことで、DXをデジタル変革と県なりに和訳した経緯がある。

12月25日の電子社会推進本部会議行政財政改革推進部会合同会議で考え方を示しているが、そのような経緯から、DXを束ねる課についてはデジタル変革課との名称とした。

吉田英策委員

地域医療課の体制強化もこのデジタル変革課で行うのか。

行政経営課長

地域医療課の体制強化はデジタル変革課とは全く別の取組である。紛らわしい表現だった。

吉田英策委員

東日本大震災で487人の職員派遣があったとのことだが、市町村の要望の合計か、それとも要望の結果派遣できる職員の数がこれだけだったのか。

市町村行政課長

被災市町村の人員確保については、業務量が膨大とのことで、毎年度、次年度にどの程度の人員が必要になるかを確認している。来年度に向けては全体で530人必要であるが、3月の時点で487人の見通しが立った状況である。まだ530人に達していないため、引き続き総務省のスキームなどを活用して、人員確保に努めていく。

吉田英策委員

市町村が要望する人員の確保を願うが、展望はどうか。

市町村行政課長

実際、他の都道府県や市町村から多くの職員の派遣を受けているが、派遣を要請すると、10年一区切りであったり、10年たてばある程度復興は進んだのではないかとのお話も聞こえている。

この件に関しては、まだまだ復興は途上であるとの認識の下で、引き続き人員の確保に努める必要があると思っており、必要な人員を確保できるようしっかりと取り組んでいく。

吉田英策委員

一般質問で、核兵器廃絶のための署名批准を国に求めるよう発言したが、総務部長が県は平成12年7月に非核平和福島宣言をしたと答弁した。これは県議会の決定と思うが、県では宣言の議決後、非核に関して年中行事など何か系統的に取り組んでいるか。

また、この宣言についてさらに情報発信すべきだと思うが、どうか。

総務部長

宣言後、県では非核に向けた取組に予算を確保して事業化するなどの特段の対応はなかったと記憶している。

ただし、答弁したように、この宣言は議会で取り上げられ、結実したこともあり、県民の総意がその根底にあると理解している。基本的なスタンスはそこから変わっていない。

吉田英策委員

この宣言はすばらしい。宣言に基づき、県で様々な取組や啓発活動をぜひ行うよう要望する。

橋本徹委員

新型コロナウイルス感染症関係の予算は901億円、復興・創生分と合わせると912億円になるが、差額の11億円分の内訳について聞く。

財政課長

委員指摘のとおり、全体で約912億円の予算を計上している。

事務的に2つに分けているが、うち11億円については、同じ新型コロナウイルス感染症対策でも、喫緊で行っている対策と、新型コロナウイルス感染症を踏まえた新しい生活様式へ対応する事業である。

11億円の主なものとしては、商工労働部観光交流局では、今まで対面式だった県産品の販売を店舗のホームページで売るなど、デジタル化を踏まえた売り方をする場合に支援している。そのような新しい生活様式へ対応する事業を構築し、あえて分割計上している。根は新型コロナウイルス感染症を踏まえた事業の見直しのため、くくりとして約912億円の予算を新型コロナウイルス感染症関係で計上し整理した。

橋本徹委員

今の説明が復興・創生分に当たると理解した。

鈴木優樹委員

一般質問で総務部長に再犯防止のための入札制度について質問をした。私は保護司として委嘱されている。まだ担当を持ったことはないが、居場所や就労は非常に大事である。前向きに検討するとの答弁だったが、その内容を聞く。

総務部長

詳しく説明すると、入札に参加する前提に、入札参加資格審査がある。この審査は経営審査といい、経営状態が健全であるか、あるいは今までの工事実績がどうかについて、事前にABCのランクづけを整理する。それが答弁した客観的審査で、計数で表れるものである。

それとは別に、働く女性の応援や新卒者の雇用について、事業者の自らの努力で業界あるいは自らの業務への寄与度を、主観的評価として項目分けしている。

再犯防止のための就労の機会づくりや居場所づくりは主観的項目に取り上げたいと思っている。全国的に見ても過半数の都道府県で、既に資格審査の段階で主観的項目に取り入れていることも判明したため、本県でもその方向で検討していきたい。

鈴木優樹委員

既に行っている県や、郡山市など既に行っている基礎自治体があるが、今までそのような議論はなかったのか。このような取組をしようとする動きはあったか。

総務部長

正直、全国の動向等をここまで調査したのは初めてである。

入札監理課長

再犯防止の観点からは、専ら法務省で法律の制定や施策を考えてきたが、自治体でもそのような取組の機運が高まっているため、本県においても検討をしていきたい。

古市三久委員

吉田委員の質問に関連して聞く。地域医療課の体制強化とは、具体的にどのようなことか。定員を増やすのか。

行政経営課長

定数増を意味している。目的は新型コロナウイルス感染症対応で、新型コロナウイルス感染症対策本部を全庁的に立ち上げ、現在100名体制で従事している。地域医療課の職員が各班の中心メンバーとして責任を持った判断が必要となるため、人数を増やす対応を取りたい。

古市三久委員

何人増やすのか。

行政経営課長

現在調整中だが、5名程度の増で調整している。

古市三久委員

5名が適切かは分からないが、保健所の定数を来年度増やすことはあるか。

行政経営課長

令和3年度に向けた組織定員調整では、保健所の体制強化、保健師等の増員については特に触れていない。

古市三久委員

今の体制で十分か分からないが、国の制度では保健師増員への支援が新しくできた。それを踏まえて、来年度で増やすのか途中で増やすのか、現状を考えれば、保健所の体制強化は非常に重要だと思うが、どうか。

行政経営課長

保健所の体制強化、特に保健師のニーズは、新型コロナウイルス感染症はもとより地域包括ケアの対応などで、確かに高まっていると思う。定数増等については、そういったニーズも踏まえながら考えていきたい。

古市三久委員

県民が安心して生活ができるよう、コロナ対策にしっかりと万全に取り組むよう願う。

総務部長から、徹底した事務事業の見直しと原子力災害等復興基金をはじめとした各種基金の有効活用と説明あったが、

来年度予算における基金からの繰入れ規模や、使途について聞く。

財政課長

事務事業の見直しについては、今回予算を編成する中で、例年部局中心に依頼している事務事業の見直しに加え、基本的に全ての事業について、新型コロナウイルス感染症の影響でオンラインに切り替わった出張等を拾い集め、例年より多い16億円程度を減額している。

基金について、県には約50の基金があり、活用して予算を組んでいる。この基金のうち、委員指摘の復興基金や除染関係の基金、県民健康管理基金などの震災後にできた復興・創生に関する基金が10基金ある。その10基金からの繰入れについては、令和3年度当初予算を編成するために、ちょうど1,000億円ほど取り崩して充当している。その結果、現時点で10基金の残高は約2,900億円であるが、有効活用しながら、復興・創生に取り組んでいきたい。

古市三久委員

県民の健康を守ることを含めて、新型コロナウイルス感染症対策という非常に重要な来年度予算であるため、基金から繰り入れて執行することは必要だと思うが、復興はまだまだ道半ばよりも手前である。そこも含めて国への要望などの対応をしっかりと行うよう願う。

次に、人事課長に聞く。先ほど女性のICTの話が出たが、総務委員会の幹部職員に女性は1人しかいない。来年度何人増えるか分からないが、県には女性登用の数値目標があり、総務委員会の女性幹部職員を増やしていくことが必要ではないか。

人事課長

管理的地位にある職員に占める女性職員の割合については、令和2年度までの目標値を8%としていた。令和元年4月1日時点で7.7%だったが、令和2年4月1日時点では目標値を若干上回る8.4%まで伸びている。

ただこの数字に満足することなく、引き続き女性管理職を登用していく。単純に管理職につければいいというものではなく、若いうちから様々な職務、職場を経験させることによって資質の向上に取り組みながら、女性管理職の割合を増やす取組を継続していきたい。

古市三久委員

私も短絡的に女性を増やすことではよろしくないと思う。適材適所との言葉が好き政治家もいるが、しっかり育成した職員を管理職にしていくことが非常に大事である。来年度の人事が終わった段階では、この場に女性が1、2人程度増えるような検討をよろしく願う。

( 3月10日(水) 危機管理部)

吉田英策委員

危4ページ、原子力防災費の原子力防災体制整備事業は、様々な避難等々の体制整備とのことだが、具体的な内容を聞く。

原子力安全対策課長

原子力防災体制整備事業については、防災計画の見直しの部分である原子力災害時に備えた県の体制の整備事業及び県で使う分と、関係市町村や消防警察などへ貸与する部分も含まれた緊急時の連絡通信手段、原子力防災資機材等の整備事業である。さらに緊急時対応の様々な研修事業や、2か所あるオフサイトセンターの保守管理、さらには原子力防災の訓練等の費用となっている。

吉田英策委員

廃炉作業が進んでおり、使用済燃料等の取り出しなどがこれからあるが、地震が原因で、万が一苛酷的な事故が発生する可能性もある。そうした中で、住民、県民への情報発信等の対策について具体的にどのようなことを考えているか。

原子力安全対策課長

住民等への情報提供については、説明事項の2原子力安全監視対策事業で、県が実施している福島第一原発等の監視の結果等を、ホームページや広報紙、印刷物等で県民に知らせる事業を行っている。

吉田英策委員

2原子力安全監視対策事業には、廃炉安全監視協議会の立入調査等も含まれていると思うが、新年度の立入調査は何回を想定しているのか。

原子力安全対策課長

原子力発電所への立入調査等は、廃炉安全監視協議会で実施するものとその配下の労働者安全衛生対策部会で実施するものを考えており、具体的な回数は、福島第一原発、第二原発で各3回程度と考えている。

さらに楡葉町駐在職員2名が毎日福島第一原発に行っており、この回数は年間平均すると約240回となっている。

吉田英策委員

立入調査結果の情報発信について、この経費には県民への情報提供も含まれているか。

原子力安全対策課長

廃炉安全監視協議会等は、基本的に報道機関へ公開するなどして実施しており、原子力発電所の立ち入りについても同様である。また資料等、議事録等は県のホームページで公開している。さらにそうした内容を県民に分かりやすく伝えるため、廃炉に関する広報紙「廃炉を知る」を作成して、年4回ほど避難地域の関係市町村等を中心に県内関係機関等へ配布している。

橋本徹委員

危5ページの消防事務費、3消防賞じゅつ金の内容を聞く。

消防保安課長

これは平成28年に常磐道で事故があり、業務終了後にそこを通りかかったある消防職員が避難誘導等に当たっていたところ、走行車両に巻き込まれて重傷を負い、死亡した件の賞じゅつ金である。まず市町村で賞じゅつ金を決め、次に県で審査会を開催し国も続くとの手続きになる。

橋本徹委員

遺族への年金のような意味合いと思う。葛尾村の住民で、避難誘導中に轢かれて植物状態になり亡くなったことは聞いているが、賞じゅつ金の意味を聞く。

消防保安課長

消防活動中に大きな障害を負ったり亡くなった場合に、その活動に対して支給するもので、県の規則で内容を決めている。今回の場合は遺族に支給する形になる。

橋本徹委員

全額遺族に支給する予算取りか、それとも双葉消防本部へも何割かは支給されるなど、割合などは決まっているのか。

消防保安課長

あくまでもその消防職員に対してであり、今回は遺族に支給する。

橋本徹委員

避難地域消防団再編支援事業について聞く。消防保安課長と危機管理部長の説明にもあったが、現状としてどのようなになっているのか。企業内の消防団の設置や、総合応援をしているとのことだが、協定締結等の実績はあるか。

消防保安課長

平成29年度から事業を実施している。各市町村に直接入りプロジェクトチームを設置して課題や問題を協議し、どのような再編や対応が可能か関係区長や消防団の役員、市町村住民を交え様々に検討するものである。29年度に広野町と楡葉町、葛尾村で実施し、新たに30年度から浪江町と飯舘村で実施した。

今年度大熊町で実施する予定だったが、新型コロナウイルス感染症の関係もあり打合せの時間が取れず、来年度改めて実施することとなっている。さらに、一度プロジェクトチームの検討は終わったが、檜葉町から改めて実施したいとの話もある。

そういう形で市町村に入り、具体的に優良事例等も紹介しながら、再編に向けて対応していきたいと考えている。

橋本徹委員

避難指示解除と並行して消防団活動をどう支援していくか、平成29年から事業を実施していることは分かっていたが、町村単位で支援事業を実施していることは理解した。

檜葉町の消防団長と話す機会があったが、檜葉町であっても実働する消防団員が3割程度しかおらず、特に夜間はずっと少なくなると聞いた。つまり、いわき市を中心に住んでいる避難住民が多く、先日火事があり防災無線もつながらなかったようだが、実働の団員が少ないことで初動の対応が遅れてはいけない。

個人的には、もっと広域的に動けるようにしてもらいたいですが、どうか。

消防保安課長

檜葉町は帰還率が約59%でかなり戻ってきてはいるものの、まだ十分に戻ってきておらず基本団員の確保も難しいため、このプロジェクトチームでは、特定の業務だけを行ってもらう機能別消防団などの分団の再編成や、各分団でどのように協力していくか、どのような支援制度が可能かを検討していく。実際、檜葉町の場合は町職員の分団を組織し、そちらで活動してもらう形になっている。

周辺市町村の消防団員にも協力してもらう相互応援協定がもともとあるため、そちらも活用したいが、周辺市町村も消防団員の帰還率が低かったり、様々な難しい部分がある。今消防本部の職員は条例定数100%になっている状況もあり、消防本部職員にも協力を求め、初動が遅れないよう協力体制を整えていきたい。さらに来年度、もう少し詳しく町と協議したい。

橋本徹委員

避難地域に限らず、会津地方など過疎化が進んでいる地域、例えば奥会津の町村では消防団を編成することなどがこれからさらに厳しくなる。この避難地域発の知見を、過疎化少子化にしっかり結びつけていくように要望する。

小林昭一委員

機能別消防団の話が出たため聞く。橋本委員が述べたように、会津地方など過疎が進んでいる町村においては、町村の消防団組織の在り方も心配な状況である。550人の定員に500人程度しか加入していない消防団もあるし、一度消防団を辞めた者に再度加入してもらう方策で頑張ったところもある。そのような町村では機能別消防団の話が出てきており、私のところにも話がきているが、県としてはそのような方法を今後どのように進めていくのか。

消防保安課長

避難地域は再編支援事業で平成29年度に実施しているが、それ以外の市町村でも消防団員の確保が難しい状況があり、令和2年度から避難地域以外の市町村に対しても、消防団の入団促進地支援事業で消防団員確保対策支援を行っている。

今年度は条例充足率が80%を切っており、機能別消防団員制度を導入していない北塩原村と天栄村に対して支援を行った。具体的には、現状のアンケート調査を行い、団員がどのように考えているか、どの部分に苦勞しているか聞き、その課題をどのように解決していくか役員と協議をしている。

そこで機能別消防団制度を紹介し、各市町村で取り入れられる対策を検討してもらい、各市町村のOB支援隊員に、可能であれば機能別消防団に入ってもらい、広報活動や周知活動をまた別に実施してもらいなど、様々な方法があると思う。

直近では福島市が昨年10月から制度を導入しているなど、ほかの市町村の機能別団員の導入状況なども情報提供しているため、地域の事情に合った形の機能別消防団や分団制度を導入してもらえればと考えている。令和3年度も引き続き北塩原村と天栄村は支援する予定である。

小林昭一委員



実情を述べる。日中町村内に勤務している人が消防団員であればいいが、他町村に行っていると日中の火災でも協力してもらえないため、町の職員や農協職員を消防団員としている。同じ考えで、消防団協力事業所という認定制度もあると認識しているが、こういう制度も充実させて、人口減少の著しい地区では、町や地区を挙げて、自分の町は自分で守るとの言葉でやっているとある。

つい1週間前にも建物が全焼したところがあるが、今の建築材でなく、昔のかやぶきわら屋根にトタンをかぶせている場合、中だけ燃えて、外側からトタン屋根に水をかけても、鎮火、鎮圧までに何時間もかかる。

企業から重機を運んできて、屋根を剥がしながら消火をしないといつまでも中でくすぶって燃える。トタン屋根を1枚ずつ剥がしながらでは、そこからまた火が出てくるため、また水をかける作業の繰り返しとなり時間がかかってしまう。そのため最初に企業の協力が無いといけないとの発想も出たのではないかと。

これからは消防団ばかりではなく、地域の企業等が協力できるのであればそういう組織にも地域全体で協力する応援体制が大切かと思う。質問ではないがそういう事例があり、過疎化が進んでいる地域での実情である。

宮川政夫副委員長

まとめて3点聞く。

危3ページの林野火災用消防資機材等更新事業を聞く。先日、栃木県では大規模な山林火災が発生した。今回は更新のみだが、同様の規模山林火災を想定した機材は、充実しているか。

また危7ページの消防学校関係だが、これまでも消防学校訓練棟の整備要望はあったように思うが、維持管理費の説明では今回触れられていない。危6ページのロボットテストフィールドに関しては消防学校の訓練機能を充実させるとの話だが、訓練棟のような建物の整備を考えているか。

最後にもう1点、危8ページの救助費の備品物資関係だが、これは定期的に交換していると思うが、備品の補充状況を聞く。

災害対策課長

危3ページの林野火災用消防資機材等更新事業についてだが、大規模な林野火災の場合は自衛隊に災害派遣を要請することになる。自衛隊のヘリコプターを要請することもあるが、上から水をまくばかりではなく、おおむね鎮火した後、水囊のようなものを背負い、一つ一つ火種を水で消したり足で踏んで潰していかなければ鎮火に至らない。

そのため、手動で水が飛び出すジェットシューターの更新と、水をくむための動力ポンプ、それから簡易な貯水槽、そういうものを自衛隊に預けて、いざ災害派遣の際に、人海戦術で鎮火に向けた取組をしていく予算になる。

防災ヘリが活動を再開しているため、基本的には空からの消火に努める。大規模な場合には他県に応援を依頼したり、あるいは群馬県であったように、自衛隊のヘリを要請しまずは火の勢いを落とす。その上で消防職員、消防団員、自衛隊員などが、ジェットシューターなどを使い人海戦術で鎮火させる。とにかく人数を増やして消火を図っていくということである。

危8ページの災害救助費による備蓄品について、食料や水には保存期限があり、おおむね5年で入替えをし更新を図っている。更新する前にはおおむね1年の余裕を持ち、福祉施設等に寄附して活用してもらい、その分を更新する。1万人分の3日間の3食分で計9万食分を基本として備蓄している。

消防保安課長

消防学校の訓練の関係では、資機材では救急車や医療機関で置くような1台2百数十万円する除細動器を2機、今年度も2機入れたが来年度も2機入れて4機入れ替える整備をすることとなっている。

施設の改修等は消防学校で年次計画を定めており、訓練棟の改修は終わっている。実際に建て替えとなると今後の計画になると思うが、施設設備の更新等は消防学校の状況を踏まえながら、計画的に実施する。

ロボットテストフィールドを活用した消防訓練は、今年は総合防災訓練で実施したが、各12消防本部と関係機関が参加して実施するようになっている。今年度水難事故が幾つか発生したため、来年度は水槽施設で水難救助も実施したいと考

えている。また、高層施設プラントを活用した救助訓練も実施したい。

併せて、ドローンの操作講習会の予算も計上しているが、来年度は水中ドローンの講習も含めて実施したい。今年度は、消防職員、消防団員、市町村職員を対象に実施したが、かなり好評で多くの参加があった。来年度は県職員も対象に含め、広くドローンの有効性を確認して技能の向上を図ってもらいたい。

吉田英策委員

2点聞く。消防防災ヘリコプター運行事業費が今回計上されているが、当該ヘリコプターは事故を起こしており、ソフト面とハード面、様々な対策が当然必要と思うが、どのような安全対策を講じているのか。

もう1つは危7ページの傷病者搬送受入体制整備事業についてである。今いわき市などではなかなか受入れ先の病院が決まらずに、救急車が待機せざるを得ない事態があるため、傷病者の受入体制をどのように拡大していくのか。

災害対策課長

消防防災ヘリの運航再開については、昨年5月にテールブームに給水ポンプを接触させる事故を起こし、大変心配をかけたことをこの場で改めてお詫びする。

今回の事象の原因は大きく3つある。

1点目は、ヘリが上昇する際にスピードを出し過ぎていたこと。安全を確認すべきモニターにも別の映像を映しており、ぶら下げたホースが暴れている状況を直視しておらず操縦上足りない点があった。

2点目は、ぶら下げた給水ポンプの取付け角度がマニュアルと少し異なっていたこと。そのほうが安全で速やかな作業ができるとの現場判断があったようだが、メーカーから、その角度で取り付けると、ポンプからぶら下がっているホースが暴れやすいと指摘があった。

3点目は、実は事故前日他県に消火応援で飛んでおり、同様に給水ポンプをぶら下げたときに、ホースが暴れやすいとの事象を確認していたにも関わらず、このヒヤリハットを航空隊員や操縦士の間で共有されてなかったとのソフト面の問題があったと思っている。

まず1点目は委託先の中日本航空の操縦士のスキルになるが、今回協議の上操縦士を交代した。相手側の説明によると交代した操縦士は会社の中でも腕がよい操縦士で、以前は福島県立医科大学のドクターヘリを飛ばしていた操縦士である。

2点目のマニュアルと異った角度で取り付けしたことに対しては、タンクとポンプにマーキングをして、必ずこの角度で取り付けるとの確認をしながら行っていく対策を取っている。

3点目のヒヤリハットの共有だが、航空業界においてはCRMという考え方がある。クルーリソースマネジメントというが、飛行機に乗っている人員は数が限られているため、その中でそれぞれが持っている能力を最大限に発揮して安全を確保していくとの考え方である。

具体的に言えば、操縦のことは機長がやればよいとのことではなく、機体の挙動がおかしいことや近くに別のヘリが飛んでいることなどは乗っている航空隊員も気をつけられるため、積極的に声をかけ合う。実際の救助や消火は航空隊員である消防署員の役割だが、機長が、「風が吹いていて危ないから揺れるかもしれない、気を付けよう」と声をかけ合うなど、お互いに持っている能力の全てをもって、航空機の安全の確保を図る。検証していく中で、従前はこれがうまくいっていなかったことを突き止めており、このCRM研修を繰り返し行っている。

ほかにも、航空法制の研修や、他県航空隊の手技安全確保手法の研修等、様々な取組を積み重ね、現在飛行再開を段階的に始めている状況である。航空隊、委託先の操縦士に対しては、私が訓練再開の朝にセンターに行って、全ての能力を使って今後の安全確保を図ること、二度と事故がないようにとの訓示をしたところである。引き続き、空の安全と自分たちの安全を守りながら進めていきたいと思う。

消防保安課長

傷病者搬送受入体制整備事業は、消防本部では、傷病者を救急車でいかに早く医療機関に搬送するかとの使命をもって対応しているが、受入れ側である医療機関も受入れ体制を充実させないと搬送ができないため、いかに受け入れてもらう

か医療機関と協議をする内容になっている。

これは救急高度化推進事業で、福島県立医科大学や各基幹病院の医師が構成員となり、実際の受入状況について検証をしている。どうしても医療機関によって受入れに差があり、いかに応受率を高めていくかの課題解決に向けて今検討しており、応受率が上がっていけばもっと速やかに搬送ができるのではないかと考えている。これも併せて、同じ内容について検討する内容となっている。

吉田英策委員

傷病者の受入れで、応受率は危機管理部または保健福祉部のどちらで検討するのか、病院が検討するなど様々あると思うが、具体的にこの事業では、その受入病院を拡大するための検討がされることになるのか。

消防保安課長

地域医療課や病院関係の協力を得て、受入機関をいかに増やしていくかだと思う。消防は受入先が決まれば速やかに搬送したいとの思いがあるため、いかに受け入れてもらうかとの部分で協議をする内容となっている。

古市三久委員

危4 ページの地震被害想定調査事業はどのような事業か。

災害対策課長

県内で発生が予想される地震の震源地を幾つか選び、実際にそれが起きたときに、県内にどのような被害が起こるのかを企業に委託して調査するものである。

この地震被災想定調査については約20年前、平成7年に作ったものがあるが、それ以降新しい知見や材料が出ているため、今年度と来年度の2年間で応用地質（株）に委託して調査を実施している。

今年度は実際に動かすとどのように揺れるのかをシミュレーションするために、本県の地層やこれまでの様々な地震の揺れ方等の材料、ボーリング調査の結果などを集めている。

震源地については専門家の意見を交えて、太平洋側の地震、福島盆地の西縁に通っている活断層が揺れた際の地震、会津盆地の東側に南北に通っている活断層が揺れた際の地震、これらを選び、大きく揺れた際に各都市やインフラ等にどのような被害が起きるのかを調査する事業である。

来年度まとまる結果を踏まえ、県や市町村の地域防災計画の修正を図っていき、地震対策の事前準備を進めていく。

古市三久委員

地震被災想定調査を平成7年に作ったとのことだが、東日本大震災の被害想定については、どのような状況だったか。東日本大震災は想定以上の被害があったため、このシミュレーションとはリンクできないかもしれないが、検証した経緯はあるか。

災害対策課長

東日本大震災や先日の震度6強の地震など、実際に大きな地震が起こっている。そのような実際の揺れ方を踏まえた上で、今後の想定調査について進めていく。

古市三久委員

そうではない。前のシミュレーションは平成7年以降の地震を想定し、被害がどう発生するかということで作ったと思う。新たに発注するのはよいが、県内で実際に起きた地震等がどのように検証されたかが問われると思う。

例えば福島県沖の太平洋で地震が起きた際に、どのように揺れて津波が来るか来ないか想定したのか分からないが、そのような想定があつてしかるべきと思う。その上で東京電力に、想定ではもっと津波が来るようになっているが、福島第一原子力発電所の防潮堤が低いのではないかとと言える。

仮に検証しない、あるいは検証しても次につながらないのであれば、新しく調査しても無意味である。東日本大震災の地震の想定は、平成7年の調査ではどのようなになっているのか。

災害対策課長

記憶ではそのような検証はしていない。一方で、平成7年度は20年前の想定であり、私が読む限りでは、東日本大震災が相当に大きすぎたということである。7年度の反省、それから東日本大震災での揺れ方等も含めて、専門家の意見も聞きながら今後の調査、被害想定を作っていきたい。

古市三久委員

これは同じ会社に発注しているのか。

災害対策課長

前回の会社は記録にない。

古市三久委員

県の行っていることはおかしいと思う。違うのであれば、前回発注した会社に関して、検証しなくてはならない。同じであれば、そこでどのように検証するかとの問題になってくる。

少なくとも、東日本大震災から既に10年がたっているにもかかわらず、県の行為は極めてずさんだと思う。金をかけてシミュレーションを作り、県民の安心・安全を確保しているならば、何が問題で、そのシミュレーションとはどのような乖離があったのか、検証した上で発注する必要があり、もう1回やり直すべきだと思う。

災害対策課長

事業を実施するにあたっては、地震や津波の専門家を委嘱し、有識者会議を実施している。その最新の知見に基づき応用地質（株）を指導しているため、委員指摘のとおり、前回の調査実施後の科学的知見の進展を踏まえた上で、調査していきたい。

古市三久委員

話を聞くと、後追いの感じがする。これ以上は言わないが、平成7年度のシミュレーションを後で提出してもらいたい。どのようなものだったのか我々もよく見て、今後に活かしていくのか問われる問題である。

平成7年度も地震の専門家等の意見を聞いた上で調査させ、でき上がってきたものを生かして、23年の地震までは対策してきたはずだが、結果的に大きな地震津波で全て駄目になってしまった。

特に本県には原子力発電所がある。東京電力が地震や津波の大きさをきちんと分析し、それに対応してこなかったことが問題で、事故が起きた。

そのため、これは非常に重要な問題である。そこを十分認識して今後の調査をしてもらわないと、ただ発注して金を使い、シミュレーションしたとのアリバイ作りだけになってしまう。

なぜ今なのかは分からないが、少なくとも平成23年に地震が起きた後、速やかに県内の大きな活断層の調査研究に着手しなければならなかったのではないかと思う。これまで事情があつてできなかったといえはやむを得ない問題であるが、このやり方や考え方をきちんと整理しなければいけないと思うため、強く述べる。部長はどうか。

危機管理部長

東日本大震災以降、直ちに再度調査すべきとの指摘は受け止めたい。ただし、その後の復旧・復興の作業の中でなかなか着手できなかったと思う。

2月13日の地震があり、地域防災計画に調査結果が出ているため、私も地震の被害想定がどのようになっていたのか見た。調査時点の福島県沖の地震の想定は、実際の地震と比較すると被害の規模等がだいぶ違っている。むしろ想定がかなり大きく出ており、今回に関していえば、被害規模はかなり少なかった。

実際に地震が起こっている中で調査しているため、今回の地震も十分に参考にしながら、被害想定と実際の結果についてはしっかりと見ていきたい。

古市三久委員

部長が述べたように様々あり、やむを得ない部分もあったと思う。地震は簡単には正確に分析することが難しいと思うが、平成7年度のシミュレーションをしっかりと検証して、県民の安全・安心を考えたときに、それに耐えられるためにし

っかりと調査するよう、よろしく願う。

もう1つ、消防団入団促進支援事業の200万円は、チラシを作って配布して加入を促進するような事業か。

消防保安課長

この事業は細かく5つに分けてある。まずいかに消防団員の活動を支援するか、例えば飲食店であれば10%割引きや、ドリンクサービス等の形で地域の消防団を支援するふくしま消防団サポート企業を募集している。

また、高校生、大学生、専門学校生に対して、地元消防団員の生の声を聞いて、消防団の活動を理解してもらう出前講座を実施しているほか、消防庁のアドバイザー制度を活用し、他県の女性消防団員に依頼し、女性の消防団活動を紹介してもらう等、各消防団員に対する研修会を実施している。

さらに先ほども述べた、今年度から実施した条例定数充足率が低く、機能別消防団員制度を導入していない市町村に対し、直接的に県も入ってアンケート調査や課題分析をし、具体的な対応について検討する事業。

加えて、来年度から新規事業として、各消防団の活動を一般住民に理解してもらうことが大事であるため、各消防団の活動動画を県のホームページやユーチューブで配信し、各消防団がどのような事業をしていて、地元に対してどれだけ貢献しているかを広く周知する事業を考えている。

以上5つの事業を来年度実施する予定である。

古市三久委員

たくさん事業があるが、200万円で足りるのか疑問もある。例えば、その1つ目の飲物をサービスする事業は県が負担するのか、それとも事業者が消防団に独自にサービスするのか。県はお金を出さなくて、事業者、店のボランティアに期待するのか。

消防保安課長

地域の企業等を訪問して説明し応援してもらうことになっており、現在県内の181企業に協力してもらっている。県のホームページにも企業とサービスの一覧を出して、今年度からは企業の外観写真を出してより分かりやすく、どのような協力してもらっているか紹介している。あくまでも県がお金を出さずだけでなく、企業の好意で行う事業となっている。

古市三久委員

企業の協力で行うため県の持ち出しはないと初めて理解した。

消防の話は小林委員や橋本委員からもあり、団員の成り手がいないのは問題があるが、今の社会ではある意味やむを得ない状況だと思う。少子高齢化や人口減少が進む中で、これまで行ってきた消防団活動は、もはや成り立たなくなっている実態がある。

そのため21世紀の消防団をどのように作っていくか、県はしっかりと考えなければならない。消防団の成り手はいないが、地域の防災や様々な仕事はある。特に高齢者が多くなればその対応も出てくると思う。

それに対して、消防団活動や消防組織の機能強化をどのように図っていくのか、地域の見守り隊や、地域の安全・安心、防災の役割を果たせるような消防団をどのように組織化していくか、今の時代に即した組織の在り方をしっかり考える時期に来ている。

橋本委員も述べたように、公的な消防機能も充実しなければならないと思う。火事の消火作業はほとんど常備消防である。その意味では、地域の消防団は災害や地域の様々な消防、山火事等に人海戦術として非常に大きな力を発揮してくれると思う。

自衛隊の話もあったが、自衛隊も当然投入していくことが必要で、様々な状況でリスク分散をどのようにするかがこれからの県の役割でもある。消防組織については時間をかけて、県独自の福島消防などもしっかりと考えながら、地域の安全・安心に取り組んでもらいたいと思う。これは要望である。

鈴木優樹委員

部長説明では、福島県沖地震後、福島第一原発に2人駐在職員を派遣したとのことだが、この駐在職員は一般の職員か、

原子力に詳しい職員か。

原子力安全対策課長

駐在職員は、原子力安全対策課の技術系職員であり、主な職種は化学、原子力の専門職員である。業務を行うに当たっては専門的な知識も必要で、様々な研修に参加し、福島第二原発で設備の勉強をしたり、東海村の発電所の協力を得ながら研修を受けたり、技術力の向上を図っている。

4名のうち3名は県の職員だが、もう1名は原子力専門員で、原子力発電所の監視業務の経験の豊富な県のOB職員を雇用している。

鈴木優樹委員

安心した。いくら駐在職員でも、自由にあの中で動いて見ることはできないと思う。普通の一般職員が行っても把握できず、言い方は悪いが古市委員のような人が行けば様々な情報もつかむと思うが、ただ派遣すればよいわけでない。専門的で積極的に行くような人を派遣してほしいと思う。

質問は変わるが、新型コロナウイルス感染症でクラスター発生の未然防止にポイントを絞った重点的な対策について聞く。

危機管理課長

まず、県民には緊急事態宣言の対象地域をはじめとする感染拡大地域との不要不急の往来を自粛すること、感染対策が徹底されていない接待を伴う飲食店、酒類の提供を行う飲食店等の利用を控えること、政府の分科会で示されている感染リスクが高まる5つの場面を意識して慎重に行動することを要請している。

また、高齢者、障害者、障害児施設の管理者や事業者には、感染防止対策の再確認、チェックリストに基づく自主点検、あるいは県の保健福祉事務所の訪問調査の協力依頼を行っている。

併せて、大学や専門学校に対しては、感染リスクの高い活動を控えるよう、学生への注意喚起を徹底するよう要請している。

さらに飲食店に対しては、従来から引き続き業種別のガイドライン等に基づく感染防止対策を徹底するよう要請している。

鈴木優樹委員

これは全体の話か。クラスターに絞って、危機管理部で重点的に何かやっていることはないか。

危機管理課長

重点対策については、緊急対策後、これに代わる対策としてパッケージングしたものであり、危機管理部が新型コロナウイルス感染症対策本部の一員として担当し取りまとめたものである。現在、病床利用率等も非常に悪化しているが、医療機関のクラスターが非常に数多く出ている状況で、その点は保健福祉部の積極的疫学調査等も実施しながら対策を講じている。それぞれの医療機関、県職員、福島県立医科大学等のスタッフを入れて検討を行い、対策を取っている状況である。

鈴木優樹委員

これは今聞いても関係がない。危機管理部と思って聞いたが、そういうことか。

危機管理課長

新型コロナウイルスの対策は、本来的には新型コロナウイルス感染症対策本部を設置をして保健福祉部が事務局としてやっている。

ただあまりにも影響が全県下に及んで非常に広範囲であるため、そこに危機管理部も当然入り、一緒に対応している。危機管理部の新型コロナウイルス感染症関係での役割は、国の緊急事態宣言措置、もしくはそれに準ずるような措置や県が独自にそれに準ずるようなものを措置する場合について、その対策の取りまとめをして、県民に要請することである。

例えば、年明け以降に県内で感染者が急激に増えた際に、重点対策期間の前に1か月ほど緊急対策期間を設けたが、そ

の対策については危機管理部が取りまとめ、県民に要請している。

終了後、全て自由に活動してよいとなるとリバウンドが心配であり、クラスター対策を中心に引き続き対策を取っていく必要があるため、重点対策を設けており、それについても全体像としては危機管理部でまとめて県民に示している。高齢者施設の対策や飲食店の対策など、具体的な内容はそれぞれの所管部で対応している。

例えば今回の病院や高齢者のクラスターに対しての具体的な対策は、保健福祉部が所管である。

#### 橋本徹委員

鈴木委員に関連して、原子力発電所の関係を聞く。

先ほどベテランの駐在員がいると言ったが、先日当会派で、県と同じような申入書を東京電力に手渡した。自分たちが一番強く訴えたかったのは、県民の考え方と安全性を評価する現場の人たちの間で、その認識の違いに大分差があることである。

部長説明でも、福島第一原発の原子炉格納容器の水位低下と地震計の故障と、これだけ聞くとやはり非常に不安になる。詳しく聞けば地震計が壊れていてもほかの号機の地震計が生きていたとの部分も後で知ったし、水位低下も循環している水の中で低下していると考えると、それほど危険性はないかと後で気づくが、この文言だけだと、大丈夫なのかと思ってしまう。

ベテランの職員を駐在にするほかに、この事象だけ捉えてどう感じるのかを広く聞くべきと思うし、それを事業者に訴えていくべきだと思うが、どうか。

#### 原子力安全対策課長

2月の地震後の福島第一原発における様々なトラブルに関しては、我々も東京電力からの通報連絡のほかに、本県にいる東京電力の社員を県庁に呼んで、細かい説明等を受けている。

その中でマスコミに公表されているものだけでは、やはり分かりにくい部分も多い。安全性や今後の進展がどうか我々も判断に困るところもある。そこは原子力規制庁が福島第一原発に常駐させている検査官から、今回の事象について確認も行っている。

また先ほどの駐在職員も入構証を持っているため、発電所に自由に出入り可能になっており、そういった機械計器のパラメーター等を、東京電力から定期的に来るもの以外に直接確認するなどして、起きている事象が間違いないのかの確認もしている。

分かりやすい情報提供の在り方については、今回の事象を踏まえて様々に考えなければならない部分もあると思うし、先月25日には、情報提供の在り方について東京電力に対して申入れ等も行っている。東京電力で今後そういった対応がなされる部分も、しっかりと確認していきたい。

#### 橋本徹委員

今回のことを受けて感じたのは、受け取る側の県もいわばプロ、現場の評価をする東京電力の社員たちももちろんプロで、プロ同士が評価する。分かりやすい説明を東京電力に求めると、細部にわたって詳しく説明されて逆に分からなくなってしまう部分もあるため、真っさらで判断できるような、県民の不安を解消するようなことを、廃炉安全監視協議会等を通じて東京電力に強く訴えてもらいたいと感じているが、どうか。

#### 原子力安全対策課長

発電所で起きている事象について、県民に分かりやすく伝えることは以前から大きな命題だと考えている。

我々の持っている会議体として、専門家と行政職員で構成する廃炉安全監視協議会がある。こちらはそういった専門的な目から、安全対策について深く検討、確認を行うものだが、もう1つ、県民の代表や、商工団体、消費者団体等の代表が集まり、東京電力から説明を受けて意見を述べる廃炉安全確保県民会議も持っている。これまでの東京電力の技術型の説明は難しくて分からないとの声も出ているため、我々としても、どのような事象だから安全なのか、今後影響がないのか等、一般県民にも分かりやすい説明をするよう度々東京電力に伝えている。

今回の申入れでも重ねて東京電力に求めているため、県民に伝わりやすい内容になるよう、東京電力を指導しながら対応していきたい。

橋本徹委員

ぜひよろしく願う。技術的な知見を持った職員が常駐して、現場をしっかりと確認することも大切だと思うので、引き続きよろしく願う。

地震の関係でもう1つ聞く。2月13日の時点では防災ヘリの運航がまだ再開されておらず、警察ヘリも使えない状況の中、どのように余震に対応したのか。

災害対策課長

今回震度6強の地震が13日の深夜に発生したが、関係機関が速やかに参集している。海上保安庁、自衛隊、県警察、国土交通省、内閣府からも来ている。そういった機関の協力のもと、翌朝夜明けとともに11機の機体が県内上空を偵察飛行して、大きな被害がないか確認した。

内訳は陸上自衛隊のヘリが3機、航空自衛隊のヘリが1機と固定翼機が1機、海上保安庁のヘリが1機と固定翼機1機、それから県警察も他県から応援に3機来た。さらに新潟県から消防防災ヘリの応援が来て偵察飛行をした。当該偵察飛行では、常磐自動車の土砂崩れを確認をしている。

橋本徹委員

防災ヘリが再開されてうれしい限りである。県警察ヘリももう間もなく再開されるとのことだが、いつ災害が起きるか分からないため、しっかり他の都道府県や関係機関団体と連携を願う。

吉田英策委員

2月13日の地震について聞く。部長説明でも、発災後直ちに県のリエゾン職員を派遣したとのことだが、リエゾン職員は災害の専門的な知識を十分兼ね備えた職員なのか。混乱する市町村で、県との様々な情報のやり取りだけではなく、何が必要でどのような対策を取り、どこに何の連絡を取って応援を求めめるかなど様々なことを、専門的に初動の段階から考える職員が必要だと思う。今回リエゾン職員が果たした役割はどのようなことだったか。

災害対策課長

今回の地震が起きた後、市町村と調整して県のリエゾン職員15名を派遣している。委員指摘のように災害対応に関する深い見識を持った職員が育成できていればよいが、現状ではそこまで至っておらず、各出先機関で原則管理職とリエゾン職員1名の2名体制で各市町村に割り当て、情報収集をする形になっている。

また市町村で困っていること、例えば応援職員が必要とのニーズを聞いて、本部に上げてその後の対応を調整する働きをしている。

一方、委員指摘のような専門的な見識を持った職員だと、国では総括マネージャー、災害マネジメント総括支援員という制度がある。これは各県で災害対応の経験がある管理職を、内閣府の一定の研修プログラムを経て任命するものであり、災害発生時には各都道府県、政令指定都市のそうした職員が、市町村の希望により派遣されて、首長と話をしながら災害対応をマネジメントしていくことになっている。本県は今3名を登録をしているが、今後そのような資質を持った県リエゾン職員の育成を図っていきたい。

吉田英策委員

ぜひ専門職員の育成を願う。

被害状況についても聞く。部長説明でも、災害救助法適用が17市町、被災者生活再建支援法が3市町とあったが、この被害は今後増えるのか、見通しはどうか。

災害対策課長

住家の被害状況に応じて適用していくが、外見上屋根が落ちていたり外壁にひびが入っていると分かりやすいが、中に入って調べてみると大事な柱が折れていたり、耐力壁が崩れていた例を聞いている。



3月8日16時時点の取りまとめだが、各市町村の罹災証明書の申請受付件数が1万7,445件ある。交付済みが現在3,046件で17.4%の交付率になっており、今回は少し交付のスピードが遅いと感じている。調査が進むにつれて全容が明らかになっていくと思うが、現時点でどのような被害になっているのかを述べるのは難しい。

吉田英策委員

罹災証明の発行が17.6%で、全体として遅いと感じているなら、そのために県は何ができるのか。また、罹災証明を発行する判定をするための職員が不足していると思っているが、職員の派遣を今後どのようにするのかを聞く。

また、被災者生活再建支援法が適用されないと支援の範囲が広がらない。被災者生活再建支援法の適用にならない住宅支援について、県独自の支援制度もあると聞いているが、そうした制度も使いながら支援していくことが今喫緊に求められていると思うが、どうか。

災害対策課長

まず罹災証明書の交付について、先ほど少し遅いと述べたが、令和元年東日本台風の際は同時期の交付率は9.4%で、前回の経験を踏まえて2倍のスピードには上がっている。前回は水害のため浸水したかどうかの簡易的な基準で決められたが、地震の場合はきちんと調べなければならないため、ペースが上がっていない。さらにこの時期市町村において、新型コロナウイルスワクチンの接種に向けた準備や、住民税の申告、固定資産税の評価替、議会なども非常に多忙を極めている中で、人員が回らないとの話も聞いている。

県としては市町村に支援ニーズを聞き取りながら、本日時点で6自治体に延べ213人の県職員の派遣を行っている。今後もニーズを聞きながら、支援を図っていきたい。

2点目の被災者生活再建支援法については、2月20日付けで福島市、これは全壊の世帯が16世帯、それから3月5日付けで桑折町と新地町、これは全壊の世帯が5世帯であるが、以上の3市町に適用している。

今回の地震は自然災害で全壊10世帯以上の被害があった福島市に適用したが、人口10万人未満の市町村であれば、全壊5世帯が確認されれば適用することができる。

また法定の要件を満たさなければ、指摘のあった県独自に構築している被災者住宅再建支援制度がある。これは県内での適用の被害があった場合に、適用を受けなかった市町村の被災世帯に、同様の支援を行うことができる既存制度である。

住家被害認定調査が今後進んでいくので、その調査結果を踏まえ、被災者生活再建支援法と同様の支援を行っていききたい。

吉田英策委員

今回瓦屋根の崩れ落ちが多く、ブルーシートをかぶせている世帯も多くあるが、軽微な被害に対する支援制度はどう考えるか。

災害対策課長

軽微な被害については実際に調査を進めてみないと分からないが、災害救助法の応急修理だと、住宅の被害割合が10%未満のいわゆる半壊に至らない世帯に対しては支援対象外になっている。これについては2月26日に国から示された支援策があるため、早急に支援内容を精査の上、総務部と協議を進めて迅速かつ適切な対応をしていきたい。

吉田英策委員

原子力発電所の件で2つ聞く。

今回2月13日の地震があり、福島第一原発で様々な事象があったが、県は立入検査や調査等を行っているのか。

原子力安全対策課長

これまでの対応としては、現地駐在職員が地震発生直後に発電所に調査に行っており、その後毎日平日の活動の中で確認等を実施している。

また水位低下等の事象に際しては、土曜、日曜等にも確認を行っており、地震以降は駐在職員が、ほぼ毎日のように現

場や発電所の裏プラントパラメーター等の確認を行っている。

様々な専門家に見てもらいたい機械があるが、新型コロナウイルス感染症の対応もあり、団体による現地確認が難しい状況になっているため、駐在職員に現場の確認を徹底させている状況である。

吉田英策委員

現地駐在員が調査するのは当然だと思うが、地震後の東京電力が発表している様々な情報は、一般県民からすれば遅い情報である。

例えば、地震計が故障していた問題、1、3号機の水位の低下、1号機の圧力の低下など、一定時間がたたないと分からない事象かもしれないが、発表されたのが地震の1週間後や2週間後になっていると思う。きちんと県職員が確認しているにも関わらず、なぜこんなに発表が遅れるのかと思った。

そして東京電力の発表はマスコミを通じて私たちも知るが、異常がない、今回の地震では大丈夫だったと思っていたら、次から次と様々な事象が現れる。本当にこれでいいのか今度の地震で問われたと思っているが、県は東京電力の情報発信についてどのように思っているか。また、この情報発信についてはどのような申入れをしたか。

原子力安全対策課長

まず今回の地震後の東京電力の現場確認等と、その後発見されているトラブルについてだが、地震が発生した場合はその揺れに応じて、運転パラメーターという原子炉への注水や原子炉内の温度、放射線の影響としてモニタリングポストやダストモニターの影響がないかといったものなど、まずは計器類で判断する情報が早めに出てくる。

その情報をもって判断すると、今現在その核燃料等の冷却や放射性物質の管理については大きな問題がないとの判断がなされる。これは国の原子力規制庁にも報告され、原子力規制庁でも確認をしている。

その後揺れが大きい場合は発電所構内のパトロールになるが、運転員によるパトロールとしてまずは目視で確認できるもの、例えば水漏れがないか、建物等の壁が壊れている部分があるかとの確認を、今回の事例だと福島第一原発は翌日の昼過ぎ頃まで行っている。その中で、フランジタンクの水漏れ等の事象は確認されているが、いずれも外部への流出等は確認されていないとの発表がなされている。

ただその後、原子炉水位の低下、処理水をためているタンクのずれなど確認されたが、我々もパラメーターを見ている中で、専門的な目で確認はしているものの東京電力もそこに気づくのが多少遅れた部分があり、実はほかの計器でもって温度計の変化が見られていたが、水位計が完治するまで気づくのが遅れたといったことがある。

タンクのずれについても、一部のエリアでは確認していたが、現在タンクの数1,000基以上あるため、1週間程度をかけて全数を確認したところ、後から全体の50数基でずれが確認されたり、ホースの圧縮や伸びも確認された。

今回は少し時間がたってから、さらには全数の確認が終わってからといった情報の発信になっていた。影響について確認はしているものの、一番県民に伝えるべき安全性の情報の発信が遅れたことは問題があったと考えている。そこで2月25日に東京電力を県庁に呼び、今回の地震の情報発信について発電所の安全確保対策はもとより、分かりやすく迅速な情報発信を求めたということである。

吉田英策委員

この情報発信の在り方が、東京電力の情報をうのみにする形で、事象の検証が行われていると思う。県が独自に調査を行い、県民に対する情報発信をきちんと行う。そして東京電力がもし遅れたり隠したりするようなことがあれば、厳しい指導を行うなどの姿勢が県には求められると思うがどうか。

原子力安全対策課長

今回の地震後の対応は、県民が感じている不安に対して東京電力からの情報発信などが十分ではないと考えているため、前回2月25日に我々が申し入れた内容に関して、東京電力の様々な改善策等を廃炉安全監視協議会等で確認したい。

古市三久委員

地震について聞くが、県は原子力規制委員会の監視・評価検討会には毎回出ているのか。

原子力安全対策課長

原子力規制委員会の検討会には原子力総括専門員が毎回出席している。

古市三久委員

東京電力が1号機から3号機に地震計を付けると表明したのはいつか。

原子力安全対策課長

規制委員会が2020年3月の会議で、地震計の設置の必要性を指摘していることは確認している。

古市三久委員

第43回の評価部会に県は出ているか。

原子力安全対策課長

記録は確認できないが、基本的には原子力規制委員会の福島第一原発の評価検討会には、専門員が出席している。

古市三久委員

2020年に確かに東京電力に対して規制委員会が地震計設置を指摘し、そして昨年設置した。

しかし、2016年6月2日の東京電力の地震津波対応状況、この21ページに地震発生後の耐震評価妥当性確認、地震計の設置とある。2017年から2019年度の予定という、これは寝ぼけた話だが、つまり線量が高い等の理由で設置できなかったのかわからないが、2019年までには設置するとなっている。これは出席した専門員がしっかり東京電力に設置されていないと言わなければならない。

そういうところが、県の対応は極めて問題がある。廃炉安全監視協議会で様々に言ってると言うが、何もやってないと思う。第43回の監視・評価検討会の資料を調べてみると、資料1に書いてある。吉田委員も情報発信が極めて問題だと指摘しているが、県の対応はやはり駄目だと思う。どうか。

原子力安全対策課長

第43回の議事録、資料等については確認したいと思う。原子力規制委員会の検討会は先ほど2020年の会議と述べたが、それ以前からも、実際の地震の揺れを確認すべきではないかとの指摘はあったようであるため、我々としても今回の事象を踏まえて、改めて東京電力に確認していきたい。

古市三久委員

やると言ったが、結局やっていない。原子力規制委員会が急いでやれと言って昨年2月頃に設置した。しかし故障したまま直していない。壊れたら直ちに直して正常な状態に戻すことが当たり前である。

県は分かっていたため、そんなことを言われても困るかもしれないが、東京電力の姿勢は、県民をばかにしている。

情報発信が遅い。タンクが1,000基あると言ったが、それは東京電力の都合であり、県民は安心を確保できない。1,000基あろうが2,000基あろうが、地震によってどのような状況なのかを1日か2日で確認しなければならない。そのような東京電力を放置しておくことが県の問題だと思うが、部長はどう思うか。

危機管理部長

地震発生直後の初動については東京電力が緊急のパトロールを行い、その状況について我々も逐次報告を受けて、一旦大きな被害は出ていないと確認したが、その後に様々な事象が出てきて、公表が遅かったことがあった。私としては今回の問題として大きく2つあると感じている。

1つは東京電力において危機管理に対する意識が足りず、緊張感が欠けていたと思っている。試験的ではあるが、3号機に設置していた地震計が壊れたまま修理されず時間が経過してしまっていたことはまさに危機管理に対する緊張感が欠けていたと言わざるを得ない。

もう1つは、情報発信の在り方だと思う。一度パトロールした上で状況について報告があり、それが公表されたが、その後時間が経過し様々な事情が分かってきた。それが報道されるたびに、県民は非常に心配したと思う。私もこういう状

況が出るたびに東京電力に対して確認してきたが、原発事故から10年がたってもまだ多くの県民が福島第一原発に対して、非常に大きな不安を抱えているとの意識が、東京電力にはまだまだ不足しているのではないかと、もしくはそれが薄れてきたのではないかと感じている。

県は東京電力に対して、こうした様々な災害リスクに対してこれからも万全の体制をとるよう、今回の経験を踏まえて、情報発信も含め県民の目線でしっかりと対応するように求めている。

古市三久委員

試験的と部長は言うが、規制委員会は試験的に設置せよとは言っていない。2016年の地震津波対応状況でも試験的とは言っていない。規制委員会がなぜ地震計の設置を求めるのか、それは10年たって非常に劣化が激しくなっているところがあるため、地震計を付けて監視しなければならないからである。それで地震計の設置を厳しく東京電力に求めた。

放射線量の問題や、メンテナンスの問題をきちんと対策した上で、地震計を付けるようになったため、試験的などと県が認めるようなことはまずいと思う。専門員が監視評価部会に出ているなら話を聞いてどうなったか確認をし、それで県の対策をきちんと東京電力に求めていくようにしなければ駄目だと思うがどうか。

原子力安全対策課長

地震計について、設置の経緯が様々あることは承知している。事故を起こした3号機への設置であること、建屋等が事故後10年を経過して心配される部分もあるとのことで、県民の関心が非常に高い建屋の地震計であったと考えている。地震の観測、地震の揺れに伴う原子炉施設等への影響の把握をしっかりと講じるよう東京電力に求めている。

古市三久委員

水位計の話が出たが、これはアナログの水位計である。デジタルの水位計にはならないのか。つまりL3とL2の間の水位をリアルタイムで検知できない仕組みである。県はそれでよいのか。

原子力安全対策課長

1号機、3号機の格納容器内に設置されている水位計は、原発事故の後に内部の状況を把握するために後づけで投入された水位計である。接点式の5段階ほどの水位計であるため、格納容器内の放射線量が高い等様々な悪条件の中で、確実に水位を計るものとして採用されたと考えている。その水位計の変化、一体として付けてある温度計、こういったものは全部で10点ほどあり、その監視の上で水位計の推定、把握が行われていくと考えている。

古市三久委員

県としてデジタルの水位計を付けるよう東京電力に求めることはないか聞いている。水位は非常に重要なので、どこまで増減した分かるようになったほうが安全確保にはよい。そのような考えがあるのか聞く。なければそれでよい。

原子力安全対策課長

水位計については格納容器内に設置されるとのことで、我々も技術的な情報を持ち合わせていないが、設置が可能かどうか検討するように東京電力に求めている。

古市三久委員

線量が高いため難しいとは思っている。そのためアナログの水位計でもやむを得ない。しかしそういうことも求めてほしい。

また、水位の下降に伴い気圧が下がったことも問題になっているが、封入室素のポンプが1台壊れていることについての情報は持っているか。

原子力安全対策課長

窒素については格納容器の中に連続して封入することにより、内部の圧力を若干外気よりも高めに維持し、水素の濃度を希釈することで水素爆発を避けるなどの目的である。

窒素の注入装置についてはA系、B系、予備系の3系統設置されており、今回一部で注入の不具合等が発生していたが、代替の予備系が起動して連続して窒素が注入されていると報告を受けている。

古市三久委員

故障したものは直すのか。

原子力安全対策課長

窒素の注入系については、特定原子力施設の実施計画の中で必要な予備の基数等も規定されているため、運用に違反しないよう東京電力において速やかに復旧作業が行われていると考えている。

古市三久委員

考えているのはいいが、県は確認しているのか。1台壊れ、別な予備機に切替えたが、いつまでに修理して万全な体制にするのか、確認しないと駄目だと思う。

原子力安全対策課長

現在情報がないのため、速やかに確認する。

古市三久委員

情報がきちんと伝わっていない。この情報など、ほとんどどこにも出ていないと思う。そのため、県が情報を把握しきちんと県民に知らせる必要がある。

東京電力はずっとそのような会社である。この10年間でなく、40年か50年、本当のことを言ったためしがない。こちらから聞かないと知らせることをしない。

今回の地震計も、規制委員会の会議で何回も委員が問い詰めて、付けてはいたけれど故障だった、データがなかったとやっと分かった。それが東京電力であるため、廃炉などやる資格はない。

柏崎刈羽原発を動かすと言っているが、福島県のこのていたらくで、運転する資格はないと思う。もう1つ聞くが、福島第二原発のIDの不正使用は、情報が県に届いていたのか。

原子力安全対策課長

福島第二原発において過去に発行されたIDカードが返却されないまま放置されていた案件だが、こちらについても、発見された当時に県に対しての報告等は特になく、規制委員会の会合で確認されたとの経緯である。

古市三久委員

安全確保協定がある。協定ではそのような情報を県に提供する仕組みにはなっていないのか。

原子力安全対策課長

安全確保協定に基づく通報連絡の基準については、設備の重要性や外部への影響に応じて通報の対象とすると定めている。今回のIDカードについては、その対象には含まれていない。

古市三久委員

大したことがないように言っているが、これは核防護上極めて重要な案件である。安全確保協定の中でそのような情報がきちんと届くようにしないとまずいと思う。

我々が東京電力に調査に行く場合、免許証の提示を求められるわけだが、内部的には全くいいかげんにやっている。今回の柏崎刈羽原発のID問題でもあるし、福島第二原発の問題でもある。立地自治体や県にそのような情報が届かないとまずいと思う。

今日すぐには難しいと思うが、そのような安全確保協定の在り方は、特定原子力施設だからであって、普通の原子力施設ではない。特定原子力施設は事故を起こして危険な原子炉であるため指定された。そして安全をきちんと確保して廃炉をする。

このような問題が出ていることは、非常にゆゆしき問題である。あらゆる情報を東京電力が県や立地自治体に速やかに提供する。地震はすぐ分かるが、IDは東京電力が言わない限り分からない。そのようなこともきちんと分かるような協定に改正しなければ駄目だと思うため、検討願う。

原子力安全対策課長

IDカードを含む核物質防護セキュリティの問題だが、公開できる情報がこの案件については制限される部分があり、

原子力規制委員会の中で出てくる情報もやはり公開される部分は限られたものとなっている。

ただ県内の原発においても、過去に福島第一原発で出入口の鍵の管理が不十分だった案件や、福島第二原発で各室の侵入検知をする装置の電源が切られていた問題などが発生しており、県としてもしっかりと対応するよう申入れ等を行った経緯もある。

今回、委員から指摘のあった通報連絡等については、核物質防護の規定の中で我々が得られる情報がどういったものであるかを今後精査しながら、必要に応じて対象にするかどうか検討していきたい。

古市三久委員

原子力安全委員会の班目元委員長が、核物質防護の規定を隠れみのにして、問題を教えないことは、危険性があると言っていた。

東京電力が不祥事を起こしたとの情報を開示して、きちんとしたチェックができるような体制、仕組みを作らなければいけない。課長は教科書に書いてあるようなことを言っているが、県民のためである。県民がどのような情報をもって、どのように判断するかが重要である。

他人のIDカードを使って原子力施設の中に入るなど、仮にあったら大変な問題である。福島第一原発も福島第二原発も、テロリストが入ってきて何かあったら大変である。そのようなことをきちんと監視できるような体制を県がつくっていかなければならないため、県の廃炉安全監視協議会等で検討してほしいと思うが、どうか。

原子力安全対策課長

東京電力の管理の点では今回のIDカードにかかわらず、入退室キーの手続きや鍵の施錠等、様々にある。そういったところに対して、社員のみならず協力企業も含めて、核物質防護の施設であるとの意識をしっかりと持つように求めるとともに、今回の事案、地震の件も含めて、今週書面開催の形で、廃炉安全監視協議会の検討議題として、専門委員も含め今意見を集めているところであり、そういった意見を踏まえながら東京電力にしっかりと対応を求めていきたい。

古市三久委員

ぜひ、県民の利益になるような体制をつくってもらいたいと思う。よろしく願う。

次に、先日の地震で県の防災アプリの情報が初めて出たのは翌日の2時頃か。

災害対策課長

防災ツイッターのことかと思う。確認してみないと分からないが、その頃だったと思う。

古市三久委員

寝ようとしたときに地震があって起きてツイッターを見たら、長野県は直ちに1分か2分後に地震だとツイッターで情報発信している。茨城県もやっている。

福島県は2月14日の2時頃、様々な情報を集めたものを添付して、ツイッターで情報発信した。それはそれでよいと思うが、このような情報は早い方がよい。具体的な内容を精査して情報発信することも1つの方法だが、ツイッターはスピード感が問われる。県の防災の在り方も含めて、スピード感のあるものにしてほしいと思うため、見直し願うが、どうか。

災害対策課長

指摘の防災ツイッターについては、できるだけ毎日様々な情報を発信するように取り組んできたが、正直なところ県の本部体制を取った際に、それを発信する専従の職員を置いてない状況である。

しかし、様々な情報を速やかに発信をしていくことは指摘のとおりであるため、今災害対策本部事務局体制の見直しを図っているが、そういった取組ができるような仕組みを考えていきたい。

古市三久委員

防災でくくってもよいと思うため、原子力関係の様々な情報も、ぜひ福島防災か、新たに原子力の特定のアプリを作って発信するか分からないが、県民にリアルタイムで情報発信ができるような仕組みを作ってもらいたいと思うが、部長にその決意を聞く。

危機管理部長

地震等災害時における情報発信は、防災専用のツイッターを活用してできるだけ速やかに情報を県民に届けられるよう努力していきたい。

また原子力関係の取組については、ツイッターを活用するかどうかは別として、現在県のホームページでも情報を出しているところがあるため、情報の出し方について、できるだけ工夫していきたい。

( 3月12日(金) 人事委員会事務局)

吉田英策委員

管理運営費の会計年度任用職員の任用経費227万4,000円の中身を聞く。また、会計年度任用職員は、年間を通して何人程度の採用を見込んでいるのか。

事務局次長

会計年度任用職員については、1名の任用を予定している。227万4,000円の内訳は、報酬、期末手当、社会保険料等の共済費等の合計で、1名分の経費である。

橋本徹委員

事務局長説明の中段下の採用試験について、土木職の受験者確保がここ数年厳しい状況にあることは承知しているが、先行実施枠の区分を新設することについて、スケジュールや具体的な内容を聞く。

採用給与課長

先行実施枠については、民間の企業と同じようなスケジュール感、試験内容で実施する。

受付は既に始めており、3月1日～26日までである。一次試験は4月18日に実施し、最終の合格発表は6月9日とのスケジュールで考えている。一次試験は、民間企業の採用でよく使われているSPI3を使用した。

橋本徹委員

現段階で何人程度応募があるのか。

採用給与課長

3月10日現在、採用予定人員4名に対して11名の申込みがあった。あと2週間あるため、これから増えてくると考えている。

橋本徹委員

早期に先行実施をしても、その後民間企業やほかの自治体の試験があり、内定辞退者が出るのではないかと懸念する。何か手だてがあれば聞く。

採用給与課長

委員指摘のとおり、合格後の期間が相当長くなるため、引き止め策は非常に大事だと考えている。

通常の採用試験の合格者と同様にメール等でフォローする。あるいは県職員の仕事を理解し、翌年4月の採用に備えてもらうことも大事であるため、しっかりフォローをしていきたい。

橋本徹委員

要望だが、土木関係の仕事は地図に残る仕事であり、それが魅力だと思う。現職員のやりがいなどをより詳しく内定者に周知するよう願う。

( 3月12日(金) 出納局)

宮川政夫副委員長

出1ページ、出納総務費の財務会計電算運営費は、どのような契約か。毎年契約更新して何を維持する費用なのか。例

えばソフトウェアなのかハードウェアなのか、さらには更新の場合、新たな費用が発生するのか。

出納総務課長

財務会計システムの維持管理事業では、システムを円滑に運営するために処理用機器の維持管理を行うとともに、制度改正等に合わせたプログラムの改正などを行っている。

具体的には、不測の事態、障害対応なども含めた統制業務、技術支援業務等を委託している。また、日々のデータ入力など、センター機器のオペレーション業務も委託している。さらには、センター機器の賃借料、修正機器の保守点検にかかる経費も委託している。

更新は、令和2年9月の機器切替えに伴い更新したばかりのため、当面の間は予定はない。

橋本徹委員

来年度当初予算は前年度当初予算と比較し1億3,671万3,000円の減額だが、その主な理由を聞く。

出納総務課長

一般会計の歳出予算は、昨年度比14.4%の減であるが、主な要因は今年度財務会計システムを新たに構築し、9月から新しいシステムに移行したことである。令和3年度にはシステムの更新関係費用は必要ないため、その分が減となる。令和2年度におけるシステム更新関係費用は1億3,620万円ほどである。

吉田英策委員

財務会計システムの7,200万円は、更新しなければ1億3,000万円の増で、2億円程のシステムになったとの理解でよいのか。

出納総務課長

更新経費は債務負担行為で計上していたが、総額は3億円を超えたと思う。令和2年度については先ほどのとおり1億3,629万円程度で費用を賅った。

吉田英策委員

毎回、会計事務の適正化が問題となり、職員の教育研修を積み重ねるとのことだが、適正事務のためどのように取り組むのか。

今年度から内部統制制度を導入して事務の適正化やチェック体制を強化しているが、内部統制制度は職員同士でチェックし合うものになりかねず、よくないと思っている。1年を通してどのような成果があるのか。

審査課長

研修は、一般の職員、管理者、会計事務に携わる職員等、各職階に応じた財務事務に関する知識の伝達を行う研修会や、管理職を対象として、不適切な事務処理ミスがあった実際の事例などを踏まえ、改善策をどのようにつくっていくかとの問題解決能力向上に向けた研修会等を行ってきた。

内部統制制度の効果については、評価部局の出納局は年度末の3月31日を基準日として、次年度に内部統制の評価報告書を取りまとめていくことになっている。

評価に当たっては、各執行機関が日々の業務を意識して取り組むため、事務処理ミスを防ぐポイントを記載した評価シートを作り、定期的に自己点検している。自己点検の結果は、出納機関が日常審査や財務事務検査での指導結果と併せて評価を行い、補正が必要な場合は補正をする。出納機関で評価した全ての評価シートについては、出納局が内容を確認して評価報告書を作成する。内部統制制度が有効に機能しているかどうかは、その取りまとめをしながら確認していきたい。

吉田英策委員

自己点検が基本とのことで、自分自身を点検することは大事だが、これだけにとどまらず他人の仕事内容をチェックする他己点検や、上司が部下の仕事を点検チェックすることは含まれていないのか。

審査課長

評価シートは、日々の業務の中で事務処理ミスを起こさないために気をつけてほしい点や、意識してほしい点を示して



いる。業務に携わる職員が意識して取り組んでいるか、その事務の決裁過程で各職員が職責に応じて確認しているか等をチェックしている。

吉田英策委員

公金を扱う大事な部署のため、職員が萎縮してミスを起こさないことが一番だと思う。ぎすぎすした管理体制よりは、自由に職員の能力を発揮できる制度がよいと思う。

### ( 3月15日(月) 監査委員事務局)

吉田英策委員

事務局長から成果重視の行政運営の促進との説明があったが、どのようなことを目指しているのか。

監査総務課長

成果を重視した行政運営の促進について、様々な県政の課題等に対応しながら復興・創生を着実に進めていくためには、事務事業の着実な執行、財務事務の適正化はもちろんだが、事業の成果が求められており、監査において事務事業の目的・効果の確認を通して、執行機関の意識を高めながら成果を重視した行政運営につなげていく。

吉田英策委員

行政を進める上で、成果の重視を求めることは大事だと認識しているが、県民の暮らしや県内中小企業の経営をどのように守っていくかとの視点が一番必要だと思っている。

成果を重視するあまり、そのようなプロセスが軽視されるのではないかと危惧する。ここで言う成果重視と職員の日常的な努力をどのように評価し進めるのか。

監査総務課長

何よりも県民の視点に立った監査が重要だと考えている。当然のことだが、財源は県民からの税金等で賄われており、住民福祉の向上が目的であることを十分に念頭に置きながら、法令の適合性あるいは効率性や有効性との観点から監査を実施していく。

吉田英策委員

今年度から内部統制制度が導入されて、効率的なミスのない行政、監査が導入されているが、職員が伸び伸びと働ける職場環境が一番大事だと思う。

内部統制制度も、職員の評価につなげることのない制度であることが望まれ、成果を重視するあまり職員の努力を軽視する運営にならないよう願う。

橋本徹委員

事務局長から201機関を対象に定期監査を実施するとの説明があったが、今年度比でどのぐらいの増減があるのか。

監査総務課長

令和3年度の監査の実施機関数について、定期監査で普通会計と企業会計を合わせて201機関を対象に予定している。なお令和2年度は、当初210機関を対象と考えていた。

橋本徹委員

当初は210機関とのことで、新型コロナウイルス感染症の影響で大分予定が狂ったと推察する。新年度4月以降は、新型コロナウイルス感染症の対策を踏まえどのように監査をしていくのか。

監査総務課長

本年度も新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえながら監査に努めてきたが、来年度も3密(密閉空間、密集場所、密接場面)防止などの感染症対策を徹底しながら、監査計画を踏まえて臨んでいく。その上で、感染症の発生状況や県の対応状況等を踏まえ、監査を円滑効率的に進めていく。

橋本徹委員

本来しっかりやっていたら監査は必要ないと思うが、公金を扱っている以上何重ものチェックが必要である。新型コロナウイルス感染症の対応状況を踏まえしっかり行うよう願う。要望である。

( 3月15日(月) 議会事務局)

吉田英策委員

議会費の議会広報経費の中に障害者向け広報費があるが、具体的な中身と金額を聞く。

議事課長

障害者への配慮として、視覚障害者向けに新聞広報の音声版を作成しCDで配布をしている。また、昨年6月定例会から本会議中継に手話通訳を導入している。

予算額については、障害者向け広報の視覚障害者に向けた県議会ふくしま声のたよりを発行しており、44万円を計上している。また、インターネットの県議会ホームページ、本会議中継の手話通訳経費に、令和3年度は109万6,000円を計上している。

吉田英策委員

手話通訳の109万円は、年間4回の議会を通しての経費と思うが、多いか少ないかは様々な意見があると思う。私はこの経費は少ないと思っており、手話通訳者何人に依頼しているのか分からないが、この引き上げについて検討したらよいと思うが、どうか。

議事課長

手話通訳については、県障がい福祉課にいる手話通訳員と、一般社団法人福島県聴覚障害者協会から紹介された手話通訳者が、1回の本会議につき3人一組で20分交代で手話通訳をしている。

この経費等は、手話通訳者の派遣を依頼している一般社団法人福島県聴覚障害者協会と協議の上で予算化をしている。

椎根健雄委員

コロナ禍が続く中、議会事務局でもイレギュラーな対応が多々あり本当に大変だったと思う。議会事務局長も、大変厳しい中で様々な新型コロナウイルス感染症対応を行ってきたと思う。図書館長なども歴任し勇退との記事も出ているが、若い職員やこれから頑張っていく議員に対して、県職員として培ってきた見識、経験などを聞く。

議会事務局長

この3月をもって県職員を退職する予定である。

コロナ禍における議会対応については、議会の機能をいかに維持して円滑な運営に努めていかに腐心した。そのためには基本的な対策である3密を避け、議員の感染防止に努めなければならないとの使命感で努めてきた。

もう1つ所信の一端を述べると、残念だが本県の復興はまだ道半ばであり、福島の復興再生等地方創生を前に進めるためには、議会の基本条例にも明記されているが、政策立案と提言機能、監視機能をさらに充実強化させていく必要がある。議会事務局としては、議員に与えられた機能を最大限に発揮するためにいかにサポートすべきか、総務課、議事課、政務調査課3課が緊密に連携してサポートしていくとの心がけの下に努めてきた。

その成果がどれだけ生かされたかは今後の評価に委ねたいが、我々としてはしっかり進めてきたつもりであるため、引き続き残る後輩には、議員をサポートし議会の機能を最大限に発揮できるよう努めてもらいたい。

( 3月19日(金) 総務部)

橋本徹委員

総務部長説明の中ほど、福島県沖地震による被害対応経費の主な内容について、なりわい再建への支援は、キノコ生産

事業者への補助にどのようにかかるのか。キノコ生産事業者の施設再整備等への補助は、福島県沖地震とは関係があるか。

財政課長

今回、追加で提案した予算は、全て今般の地震の影響に伴う被災者の救助、生活再建の支援である。なりわい再建の支援として、中小企業の事業継続、資金支援があり、キノコ生産事業者の設備の補助にかかっている。具体的には、今回の地震でキノコの生産者の菌床落下等の状況があり、再整備に対して補助する。

古市三久委員

国庫支出金と繰入金、県債を合わせて57億円だが、どのように分けているのか。国庫支出金は国にどう要求し、繰入金と県債はどのような計算で割り振られるのか。

財政課長

財政課で補正予算を計上する際に、事業ごとに財源を一つ一つ組み立てている。

例えば、一番大きなグループ補助金は、約30億円の事業費に対して国庫支出金が20億円である。残りの部分は県の一般財源で計上している。

個々の事業の合計が、国庫支出金22億円、繰入金18億円、県債16億円であり、この繰入金18億円は、財政調整基金の繰入金で一般財源である。

一般財源18億円の中で一番大きいのは、グループ補助金の県負担分10億円で、その他災害救助のために約3億円などを計上している。災害救助も含め、事業ごとに国庫支出金を積み上げた合計が22億円である。災害復旧について、今回ビッグパレットふくしまの復旧費用は県債であり、14億円計上している。

古市三久委員

例えば、キノコ生産行政は農林水産省から指示が来る。それを一つ一つ積み上げていく。早いのか遅いのか、非常に早い感じもする。

何か県の計算ルールがあり、パソコンに入力すれば計算できるようになっているのか。そうでなければ簡単には積算できない。そういう仕組みか。

財政課長

実は簡単ではなく、一つ一つの事業、例えばグループ補助金であれば、事業費のうちの3分の2は国から交付され、3分の1は一般財源を充てる。一般財源もひもといていくと、特別交付税が措置されているなど、一つ一つ細かい。

細かいものを全てを、各部局を通じて一つ一つチェックする。チェックしてシステムに入力すれば、あとは自動で計算される。事業費に対して財源を組み立てて、それを入力する作業だが、財源は国庫2分の1もあれば国庫3分の1もあり、入力の前段の作業では、事業費を細かく積み上げ、手間をかけて一生懸命確認している。

古市三久委員

補正予算の総額57億6,000万円を概算的に計上したのか分からないが、例えば今後予算が不足した際に、災害対策に対して要求があれば補正を組み、また新たに予算を措置するとの理解でよいか。

財政課長

今回、予算を措置するに当たっては不足のないように、各部局において市町村や各県有施設に過不足がないようにしており、予算の中で執行していく。

ただし、特に災害救助費などについては、市町村も罹災証明書を発行している最中であり、必ず足りるかという点も難しい。

万が一不足することがあれば、事情を説明した上で現場が困らないよう、補正も改めて対応する可能性もあるが、今時点では不足しないように計上している。

古市三久委員

今後、地元から要望が出てきた場合には、予算を措置して皆が困らないよう対応願う。

